

# 第3次 土浦市地域福祉計画

あたたかい ふれあいのあるまちづくり



平成30年3月  
土浦市



## はじめに



近年、少子高齢化の進行や人々の価値観の多様化を背景として、住民同士のつながりや助け合いの希薄化など、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、高齢者の孤立死や老老介護世帯の増加、生活困窮者への対策等の新たな課題が発生しております。

多様化・複雑化する課題に対応するためには、住民自身の努力「自助」、ボランティアなどの助け合い活動「互助」、制度化された支え合いの仕組み「共助」、公的機関による福祉サービス「公助」が連携し、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて、地域全体で取り組んでいく必要があります。

本市では、平成 25 年 3 月に策定した第 2 次土浦市地域福祉計画に基づき、地域福祉の推進に取り組んでまいりましたが、この度、計画期間が終了することから、第 3 次土浦市地域福祉計画を策定いたしました。

本計画は、第 1 次・第 2 次計画を継承し、「あたたかい ふれあいのあるまちづくり」を基本理念に掲げ、人と人とのふれあいを大切にし、いつでも誰かに支えられ、また誰かを支えることができるような、思いやりのあるあたたかいまちを目指すものであります。

今後は、この計画に基づき、市民の皆様をはじめ、関係機関や関係団体等との協働により、地域福祉の推進に取り組んでまいりますので、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画を策定するにあたり、熱心にご審議くださいました土浦市地域福祉計画策定委員の皆様、アンケート及び地域福祉住民懇談会等で貴重なご意見・ご提案をいただきました市民の皆様に対し、心からお礼を申し上げます。

平成 30 年 3 月

土浦市長 中 川 清



# 目 次

<b>第 1 章 計画の概要</b> . . . . .	1
1 計画策定の背景 . . . . .	2
2 地域福祉とは . . . . .	2
3 計画策定の趣旨 . . . . .	3
4 近年の国や県の主な動向 . . . . .	4
5 第 3 次土浦市地域福祉計画の策定 . . . . .	6
<b>第 2 章 地域福祉を取り巻く現状</b> . . . . .	9
1 地域福祉の背景・動向 . . . . .	10
2 地域福祉行政の現状 . . . . .	18
3 地域福祉の担い手の現状 . . . . .	22
4 市民アンケート結果の概要 . . . . .	26
5 地域福祉住民懇談会の概要 . . . . .	35
6 第 3 次土浦市地域福祉計画に向けた重点課題 . . . . .	36
<b>第 3 章 基本理念・基本目標</b> . . . . .	39
1 基本理念 . . . . .	40
2 基本目標 . . . . .	41
3 施策の体系 . . . . .	42
<b>第 4 章 施策の展開</b> . . . . .	45
基本目標 1 参加と協働によるまちづくりへのチャレンジ . . . . .	46
施策の方向 1 住民参加による地域福祉の推進 . . . . .	47
施策の方向 2 生きがい活動と社会参加の促進 . . . . .	49
施策の方向 3 地域コミュニティの活性化 . . . . .	51
施策の方向 4 協働の仕組みづくりの推進 . . . . .	55
基本目標 2 人を育てるまちづくりへのチャレンジ . . . . .	57
施策の方向 1 福祉のこころの育成・啓発 . . . . .	58
施策の方向 2 地域福祉を推進する人材の育成 . . . . .	60

基本目標3 安心して暮らせるまちづくりへのチャレンジ	63
施策の方向1 福祉サービスの利用の推進	64
施策の方向2 福祉事業者の健全な育成	67
施策の方向3 暮らしやすい生活環境の整備	69
施策の方向4 とともに生きる地域づくり	74

<b>第5章 計画の推進</b>	79
1 計画の推進体制	80
2 福祉圏域について	82

<b>資料</b>	83
土浦市地域福祉計画策定委員会設置要綱	84
土浦市地域福祉計画策定委員会委員名簿	85
土浦市地域福祉計画研究会設置要綱	86
土浦市地域福祉計画研究会委員名簿	87

# 第1章 計画の概要

第1章  
計画の概要

第2章  
地域福祉を  
取り巻く現状

第3章  
基本理念  
・基本目標

第4章  
施策の展開

第5章  
計画の推進

資料

## 1 計画策定の背景

少子高齢化の進行や家族形態の変化，人々の価値観の多様化などを背景として，地域住民同士のつながりや助け合いの希薄化など地域社会のあり方は大きく変化しています。

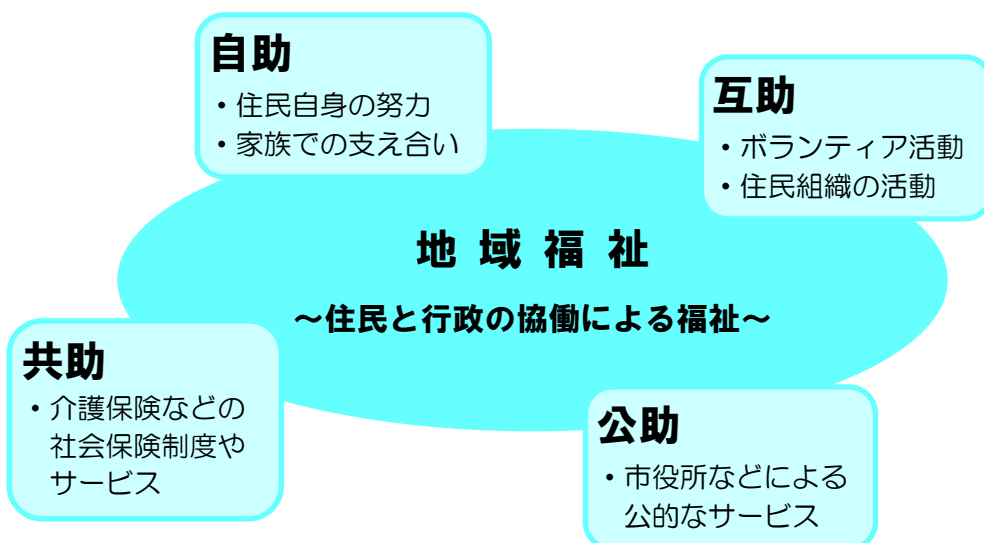
また，高齢者の孤立死や老老介護世帯の増加，児童虐待，配偶者等からの暴力，子育てに悩む保護者の孤立，災害時要配慮者や生活困窮者への対策等の新たな社会的問題も発生しています。

このように多様化・複雑化する生活課題に対応していくためには，行政による福祉サービスの充実だけでは難しく，また住民相互の助け合いだけでも対応することはできません。

そのため，町内会や社会福祉協議会，民生委員・児童委員，社会福祉事業者，NPO法人等の市民活動団体，民間事業者，さらには住民一人ひとりが担い手となり，地域における人々の様々な生活課題に地域全体で取り組んでいく必要があります。

## 2 地域福祉とは

地域福祉とは，子どもから高齢者まで，障害がある人もない人もすべての人が住み慣れた地域で，いきいきと自立した生活が送れるよう，日常生活における様々な生活課題について，住民自身の努力「自助」，住民や地域の組織，ボランティアなどの助け合い活動「互助」，介護保険制度など制度化された支え合いの仕組み「共助」，公的機関による福祉サービス「公助」が適切に分担・連携することによって解決するための取組やしぐみをいいます。





### 3 計画策定の趣旨

社会福祉法では第4条に地域福祉の推進が規定され、第107条を根拠として、市町村においては「地域福祉計画」を策定することとされています。

#### 社会福祉法

##### 第四条（地域福祉の推進）

地域住民，社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は，相互に協力し，福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み，社会，経済，文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように，地域福祉の推進に努めなければならない。

##### 第一百七条（市町村地域福祉計画）

市町村は，地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉，障害者の福祉，児童の福祉その他の福祉に関し，共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には，同項各号に掲げる事業に関する事項

地域福祉計画とは，地域における様々な生活課題とそれに対応するために必要なサービスの内容等を明らかにし，行政・住民・地域・事業者等が協働し，地域住民が主体的に参加することにより，子どもから高齢者まで年齢や障害の有無にかかわらず誰もが住み慣れた地域で自分らしくいきいきと生活できるまちづくりを目指す計画です。

本市では，平成20年3月に「土浦市地域福祉計画」（計画期間：平成20年度～平成24年度）を策定し，平成25年3月には「第2次土浦市地域福祉計画（以下，「第2次計画」とする）」（計画期間：平成25年度～平成29年度）を策定しました。

## 4 近年の国や県の主な動向

### (1) 近年の国の主な動向

国では、福祉に関する様々な法律や各制度に基づき、福祉施策を展開しています。

高齢者分野においては、介護保険法の改正に伴い、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が推進されており、介護予防や認知症対策においては、地域における多様な主体による取組への支援が進められています。

障害者分野においては、「障害者総合支援法」に加え、「障害者優先調達推進法」、「障害者差別解消法」などが相次いで施行され、サービスや就労、権利擁護など障害者を取り巻く環境の整備が進められています。

子ども・子育て分野においては、「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、さらに、貧困対策としての「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されています。

福祉分野と深く関係する健康の分野においては、「健康日本21（第二次）」や「第3次食育推進基本計画」がスタートしています。

また、平成27年度に「生活困窮者自立支援法」に基づく「生活困窮者自立支援制度」がスタートし、生活保護に至る前の段階の方々への自立支援策の強化が図られており、厚生労働省社会・援護局長より出された「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について（平成26年3月27日社援発0327第13号）」において、地域福祉計画に生活困窮者自立支援方策を盛り込むこととされています。

さらに、厚生労働省では、地域共生社会の実現に向けて、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、平成29年2月に『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）』を決定しました。改革の骨格として、「地域課題の解決力の強化」や「地域丸ごとのつながりの強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」等が示されています。この骨格の方向性を踏まえて、平成29年5月に社会福祉法が改正され、地域福祉計画を福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置付けることなどが定められました。（平成30年4月1日施行）

加えて、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長から「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（平成29年12月12日子発1212第1号、社援発第1212第2号、老発1212第1号）」が通知され、社会福祉法改正による記載事項の追加等を踏まえて改定した市町村地域福祉計画の策定ガイドラインが示されました。

## (2) 近年の県の主な動向

茨城県では、平成15年度に市町村の地域福祉計画策定を支援するため、「市町村地域福祉計画及び茨城県地域福祉支援計画策定にあたっての指針」を定めるとともに、「茨城県地域福祉支援計画」を策定し、現在ではこの後継計画である「茨城県地域福祉支援計画（第3期）」（計画期間：平成26年度～平成30年度）が策定されています。

### ■ 「第2次計画」策定以降の地域福祉に関係する主な法律や制度の動き

#### <平成25年>

- 「災害対策基本法」の改正  
→ 避難行動要支援者に関する名簿の作成の義務付け
- 「障害者総合支援法」の施行  
→ 障害者の範囲に難病等を加える
- 「障害者優先調達推進法」の施行  
→ 就労施設等の受注の機会を確保
- 「健康日本21（第二次）」開始  
→ 健康寿命の延伸と健康格差の縮小等の推進

#### <平成26年>

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行  
→ 「子どもの貧困対策に関する大綱」の閣議決定

#### <平成27年>

- 「生活困窮者自立支援法」の施行  
→ 生活保護に至る前段階での分野横断的な対応で自立支援を強化
- 「介護保険法」の改正（4月より第6期介護保険事業計画開始）  
→ 地域包括ケアシステムの推進、在宅医療と介護連携、総合事業の実施
- 「子ども・子育て支援新制度」の本格的な開始  
→ 仕事と子育ての両立支援、サービスの質の向上・量の拡充

#### <平成28年>

- 「障害者差別解消法」の施行  
→ 障害者に対する差別の禁止、合理的配慮
- 「成年後見制度利用促進法」の施行  
→ 制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進
- 「第3次食育推進基本計画」開始  
→ 生涯にわたる食の営みや生産から食卓までの食べ物の循環を重視

#### <平成30年>

- 「社会福祉法」の改正  
→ 地域福祉計画を福祉の各分野の上位計画として位置づけ

## 5 第3次土浦市地域福祉計画の策定

本市では、地域における多様な福祉課題に対応するため、社会情勢や国・県の動向を踏まえ、現計画に基づくこれまでの取組の検証を行い、その結果を反映するとともに市民アンケート等を行い、地域の実情を踏まえた第3次土浦市地域福祉計画を策定します。

### (1) 本計画の位置づけ

本市は、「第8次土浦市総合計画（計画期間：平成30年度～平成39年度）」において、「水・みどり・人がきらめく 安心のまち 活力のまち 土浦」を将来都市像として掲げ、快適で安心・安全なまちを目指しています。

この中の「基本構想・施策の大綱」「第4節 ふれあいとあたたかいまちづくり」においては、地域福祉について次のように掲げています。

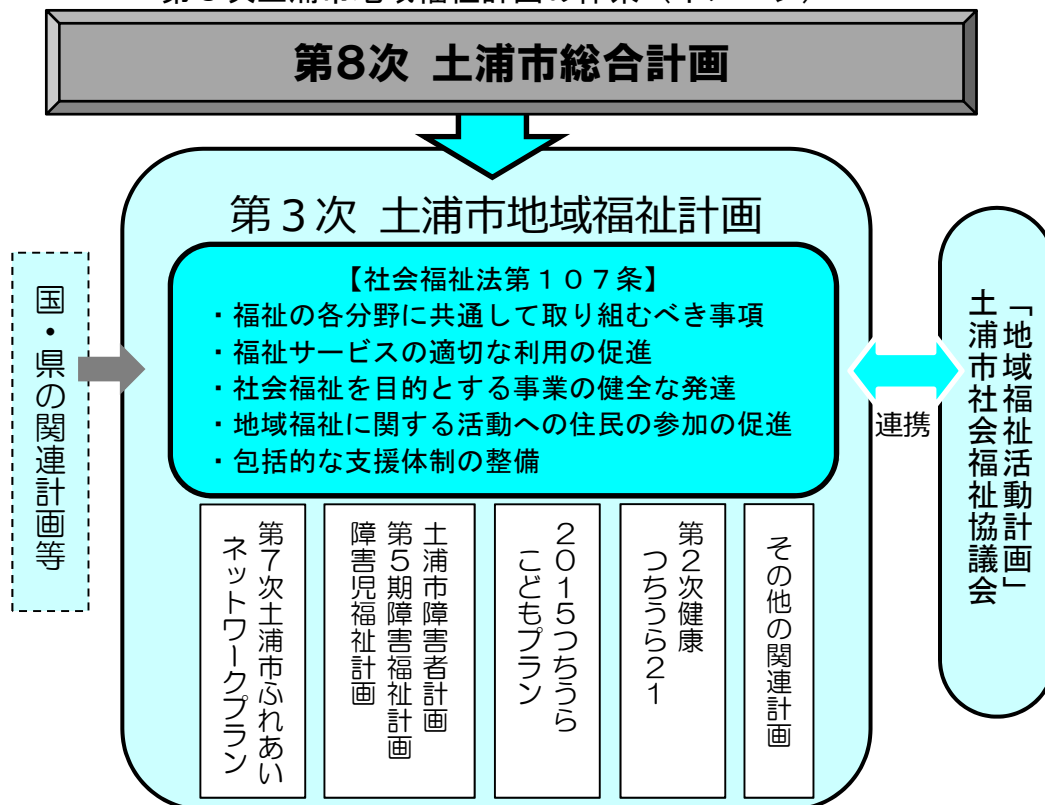
#### ○地域福祉（協働による地域福祉の推進）

多様化・高度化する福祉ニーズに responding していくため、市民・地域・行政が協働しながら地域福祉の推進に取り組みます。ボランティアや福祉団体等と協働し、土浦型地域包括ケアシステム「ふれあいネットワーク」の更なる充実を図ります。

本計画は、この「第8次土浦市総合計画」を上位計画とし、福祉・健康分野の個別計画を横断的に結び、今後の施策を展開していく上での柱立てや推進の基本事項を定めるとともに、福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づけます。

また、社会福祉協議会が中心となって策定する民間の地域福祉活動計画と相互に連携・補完し合う関係となります。

## 第3次土浦市地域福祉計画の体系（イメージ）

**(2) 計画の期間**

本計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

ただし、国や県などの動向を踏まえ、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

**(3) 計画の策定体制と市民参画****① 「土浦市地域福祉計画策定委員会」の設置**

土浦市内の地域福祉に関する各種団体の代表、市民、事業者、学識経験者、行政等による「土浦市地域福祉計画策定委員会」を設置し、本計画の進捗状況の評価及び計画推進に必要な事項の審議を行います。

**② 「土浦市地域福祉計画研究会」の設置**

庁内関係各課の担当者による「土浦市地域福祉計画研究会」を設置し、本計画の進捗状況に関する調査・研究を行い、「策定委員会」に必要な資料提供及び意見・提言を行います。

**③ 市民アンケート・パブリックコメントの実施**

「第2次計画」の進捗状況を踏まえ、市民アンケート調査やパブリックコメントを実施し、幅広く市民の声を反映した計画づくりとします。



# 第2章 地域福祉を取り巻く現状

計画の概要  
第1章

地域福祉を  
取り巻く現状  
第2章

基本理念  
・基本目標  
第3章

施策の展開  
第4章

計画の推進  
第5章

資料

# 1 地域福祉の背景・動向

## (1) 人口

平成27年の本市の人口総数は140,804人で、平成7年の調査以降、14万人台の前半で推移しています。年齢別にみると、15歳未満や15～64歳の人口は減少が続いている一方で、65歳以上の人口は増加しており、少子化・高齢化が進行しています。本市の高齢化率の割合は26.8%で、国や県と同様に上昇傾向をたどっています。

また、平成27年の本市の外国人人口は2,534人となっており、増加傾向が見られます。この傾向は茨城県においても同様となっています。

### ■土浦市人口の推移

単位：人

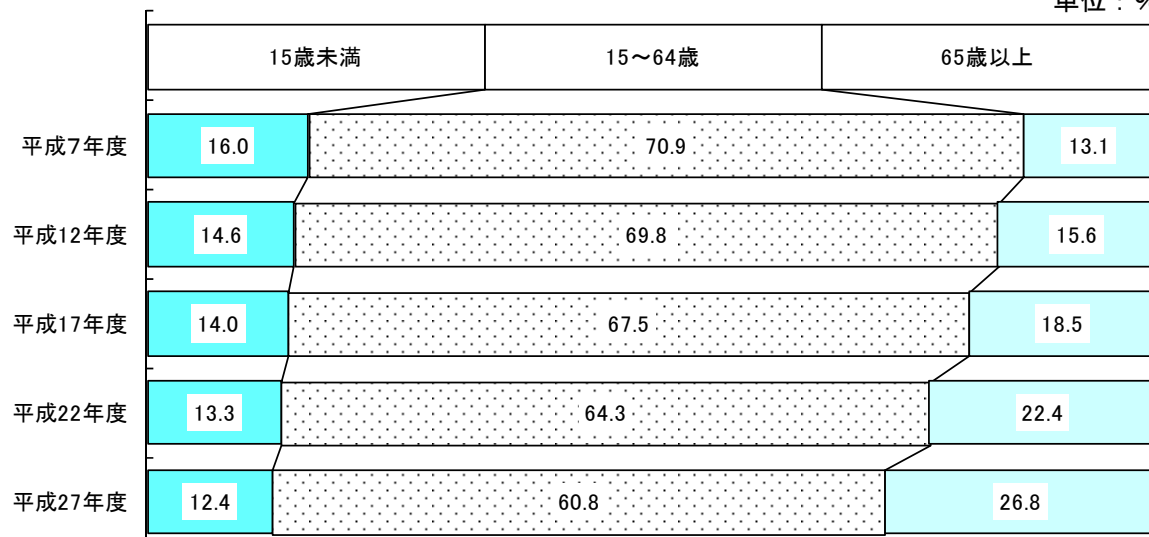
区分	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度
総数※	141,862	144,106	144,060	143,839	140,804
15歳未満	22,758	21,076	20,223	18,989	17,312
15～64歳	100,533	100,533	97,194	91,826	85,252
65歳以上	18,507	22,467	26,630	31,968	37,562

(資料：国勢調査 各年度10月1日時点)

※年齢不詳の方がいるため、各年齢層の合計が総数と一致しないことがあります。

### ■土浦市人口の年齢3区分の推移

単位：%



(資料：国勢調査)



## ■高齢化率（65歳以上の人口の割合）の推移

単位：％

区分	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度
土浦市	13.1	15.6	18.5	22.4	26.8
茨城県	14.2	16.6	19.4	22.5	26.8
国	14.6	17.4	20.2	23.0	26.6

(資料：国勢調査 各年度10月1日時点)

## ■外国人人口の推移

単位：人

区分	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度
土浦市	1,667	1,850	2,067	2,170	2,534
茨城県	24,798	30,848	37,301	40,477	41,310

(資料：国勢調査 各年度10月1日時点)

## (2) 世帯

平成27年の本市の一般世帯数<sup>※</sup>は57,134世帯で増加傾向にあり、1世帯当たりの人員は減少傾向にあります。

18歳未満の子のいる世帯数は12,717世帯となっており、全世帯数に占める割合は22.3%と減少傾向が続いています。母子世帯と父子世帯を合わせた、ひとり親世帯数は、1,168世帯となっています。

65歳以上の単身者世帯数は5,665世帯となっており、全世帯数に占める割合は9.9%と増加傾向が続いています。また、高齢夫婦世帯数についても7,678世帯と増加傾向が続いています。

## ■土浦市の世帯の状況

単位：世帯，％，人

区分	平成7年度		平成12年度		平成17年度		平成22年度		平成27年度	
	世帯数 (世帯)	構成比 (%)	世帯数 (世帯)	構成比 (%)	世帯数 (世帯)	構成比 (%)	世帯数 (世帯)	構成比 (%)	世帯数 (世帯)	構成比 (%)
一般世帯数 <sup>※</sup>	48,122	100.0	51,659	100.0	53,530	100.0	56,583	100.0	57,134	100.0
18歳未満の子のいる世帯数	16,568	34.4	15,417	29.8	14,530	27.1	13,674	24.2	12,717	22.3
ひとり親世帯数	755	1.6	914	1.8	1,193	2.2	1,202	2.1	1,168	2.0
65歳以上の単身者世帯数	1,893	3.9	2,591	5.0	3,269	6.1	4,393	7.8	5,665	9.9
高齢夫婦世帯数	2,465	5.1	3,388	6.6	4,386	8.2	5,574	9.9	7,678	13.4
1世帯当たりの人員 <sup>※</sup>	2.9		2.7		2.6		2.5		2.4	

(資料：国勢調査 各年度10月1日時点)

※「一般世帯」とは施設や寄宿舍等の「施設等の世帯」を除く世帯を指します。

※1世帯当たりの人員の単位は人です。

### (3) 労働力状態

平成27年の15歳以上人口のうち労働力人口は71,479人、就業者数は67,939人となっており、いずれも減少傾向にあります。

#### ■土浦市の労働力状態別人口の状況

単位：人，%

区分	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度
15歳以上人口	119,040	123,000	123,824	123,794	122,814
労働力人口*	76,480	75,871	74,449	73,778	71,479
うち就業者	73,388	72,594	70,306	68,366	67,939
うち完全失業者	3,092	3,277	4,143	5,412	3,540
非労働力人口*	42,159	44,908	45,684	45,559	47,097
労働力率** (%)	64.2	61.7	60.1	59.6	60.3

(資料：国勢調査 各年度10月1日時点)

※不詳があるため「労働力人口」と「非労働力人口」の計が15歳以上人口とは一致しないことがあります。

※非労働力人口は、家事従事者、通学者、高齢者などのことです。

※労働力率は、15歳以上人口に占める労働力人口の割合を示します。

### (4) 出生・死亡

平成27年の本市の出生数は1,064人で減少傾向にあり、死亡数は1,503人で増加傾向にあります。

死亡原因別にみると、悪性新生物（がん）が最も多く、次に心疾患、脳血管疾患などが続いており、生活習慣病に起因する疾患が多くなっています。

#### ■出生数・出生率

単位：人等

区分		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
出生数(人)	土浦市	1,219	1,147	1,153	1,116	1,064
出生率 (人口千人対)	土浦市	8.6	8.1	8.2	8.0	7.7
	茨城県	8.0	7.9	7.7	7.6	7.5
	国	8.3	8.2	8.2	8.0	8.0
合計特殊出生率**	土浦市	1.37	1.34	1.33	1.39	1.31
	茨城県	1.39	1.41	1.42	1.43	1.48
	国	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45

(資料：茨城県保健福祉統計年報、こども福祉課)

※合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子ども数に相当します。

## ■死亡数・死亡率

単位：人等

区分		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
死亡数（人）	土浦市	1,310	1,436	1,446	1,460	1,503
	茨城県	10.2	10.3	10.5	10.5	10.8
死亡率 （人口千人対）	土浦市	9.3	10.2	10.3	10.5	10.9
	国	9.9	10.0	10.1	10.1	10.3

（資料：茨城県保健福祉統計年報）

## ■土浦市の死因別死亡数

単位：人

区分	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
悪性新生物	347	420	395	400	442
心疾患	188	188	208	211	189
脳血管疾患	151	132	142	148	139
肺炎	100	125	112	119	126
老衰	94	108	118	124	160
不慮の事故	56	52	60	46	40
自殺	25	30	42	31	27

（資料：茨城県保健福祉統計年報）

## (5) 婚姻・離婚

平成 27 年の本市の平均初婚年齢は、男性が 31.1 歳、女性が 29.1 歳となっています。人口千人に対する離婚率は、2.28 となっており、茨城県や国と比べやや高い状況です。

## ■婚姻・離婚の状況

単位：歳，件等

区分			平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
平均初婚 年齢（歳）	土浦市	男	30.9	30.8	30.8	30.2	31.1
		女	28.5	28.9	29.2	28.8	29.1
	茨城県	男	30.7	30.6	30.7	30.8	30.8
		女	28.6	28.8	28.9	29.0	29.1
婚姻数（件）			776	754	831	772	731
離婚数（件）			290	288	282	308	315
離婚率 （人口千人対）	土浦市		2.06	2.04	2.01	2.20	2.28
	茨城県		1.74	1.81	1.74	1.72	1.80
	国		1.87	1.87	1.84	1.77	1.81

（資料：茨城県保健福祉統計年報）

## (6) こども

平成29年4月時点の保育所・認定こども園・地域型保育施設の利用状況は、保育所が定員1,940名に対し入所児童数1,654名、認定こども園が定員1,780名に対し入所児童数1,624名、地域型保育施設が定員146名に対し入所児童者数102名という状況です。

平成28年5月時点の小学校児童数は7,096人、中学校生徒数は3,940人です。また、平成28年度の準要保護認定数は、小学校が763人、中学校が437人の状況です。

### ■土浦市の保育所・認定こども園・地域型保育施設の利用状況

単位：人

区分	定員	入所児童数	年齢別入所児童数（広域保育受託者含む）						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
保育所	公営	850	639	12	95	117	137	133	145
	民営	1,090	1,015	69	167	197	206	194	182
	合計	1,940	1,654	81	262	314	343	327	327
認定こども園	1,780	1,624	17	70	78	464	508	487	
地域型保育施設	146	102	23	28	28	5	11	7	

（資料：土浦市社会福祉の概要 平成29年4月1日時点）

### ■土浦市の準要保護認定者の状況

単位：人

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校	準要保護認定数	803	770	782	747	763
	児童数	7,743	7,635	7,483	7,342	7,096
中学校	準要保護認定数	507	492	445	458	437
	生徒数	4,183	4,175	4,156	4,060	3,940

（資料：土浦の教育）

## (7) 高齢者

平成29年4月時点の高齢者数は、65～74歳の前期高齢者が20,785人、75歳以上の後期高齢者が18,344人といずれも増加傾向にあります。

介護保険の要支援・要介護認定者数は5,728人でいずれも増加傾向にあります。

平成29年4月時点でねたきり高齢者が1,238人、認知症高齢者は2,929人、ひとり暮らし高齢者が2,778人となっています。

### ■高齢者の状況

単位：人、%

年齢階層	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)
65～74歳 前期高齢者	19,003	13.0	19,816	13.6	20,398	14.1	20,758	14.4	20,785	14.5
75歳以上 後期高齢者	15,807	10.8	16,282	11.1	16,817	11.6	17,523	12.1	18,344	12.8
計	34,810	23.9	36,098	24.9	37,215	25.8	38,281	26.6	39,129	27.3
総人口*	145,843		145,125		144,532		143,726		143,182	

(資料：土浦市社会福祉の概要 各年度4月1日時点)

※総人口は、住民基本台帳を基にした人口です。

### ■要支援・要介護認定者数

単位：人

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要支援1	397	468	415	443	429
要支援2	496	514	551	506	532
要介護1	1,088	1,170	1,242	1,323	1,314
要介護2	1,018	1,061	1,121	1,158	1,219
要介護3	733	759	813	848	897
要介護4	660	661	710	788	759
要介護5	563	585	578	572	578
合計	4,955	5,218	5,430	5,638	5,728

(資料：土浦市社会福祉の概要 各年度4月1日時点)

### ■ねたきり・認知症・ひとり暮らし高齢者数

単位：人

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
ねたきり高齢者	1,399	1,379	1,456	1,345	1,238
認知症高齢者	2,422	2,600	2,798	2,870	2,929
ひとり暮らし高齢者	3,155	3,185	3,068	2,934	2,778

(資料：土浦市社会福祉の概要 各年度4月1日時点)

※施設（特別養護老人ホーム、グループホーム、有料老人ホーム）の入所者は含みません。

## (8) 障害者

平成29年4月時点の障害者手帳所持者数は、身体障害者が4,264人、知的障害者が889人、精神障害者が812人です。このほか、精神通院受給者数は1,855人、難病患者福祉手当受給者数は631人（手帳所持と重複あり）となっており、増加傾向にあります。

### ■障害者等の状況

単位：人

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害者手帳所持者数	4,125	4,192	4,233	4,245	4,264
知的障害者手帳所持者数	782	815	834	846	889
精神障害者手帳所持者数	605	661	706	744	812
自立支援医療（精神通院） 受給者証交付者数	1,462	1,679	1,681	1,713	1,855
難病患者福祉手当受給者数	532	558	606	593	631

（資料：土浦市社会福祉の概要 各年度4月1日時点）

## (9) 生活自立支援

平成29年4月時点の生活保護世帯数は1,028世帯、人数は1,239人となっています。保護率は、国や茨城県よりは低いものの、高齢者世帯及び傷病者世帯の増加に伴い、年々増加の傾向にあります。

生活困窮者自立支援事業として実施する相談状況については、平成28年度の状況としては、延べ相談受付数が1,620件、新規相談受付件数が259件、プラン作成件数が152件、就労支援対象者数が152件となっています。

### ■生活保護の状況

単位：世帯，人，‰

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
保護世帯（世帯）	土浦市	931	975	987	1,015	1,028
保護人員（人）	土浦市	1,164	1,204	1,203	1,234	1,239
保護率（‰）	土浦市	8.2	8.5	8.5	8.8	8.9
	茨城県	8.8	8.9	9.0	9.2	9.4
	国	17.0	17.1	17.1	17.1	16.9

（資料：土浦市社会福祉の概要 各年度4月1日時点）

※保護率（‰）は、人口1,000人当たりの被保護者数の割合を示します。

### ■生活困窮者自立支援事業の相談状況

単位：件，人

区分	平成27年度	平成28年度
延べ相談受付数	1,227	1,620
新規相談受付数	326	259
プラン作成件数	48	152
就労支援対象者数	47	152
うち、就労した人数	19	32

（資料：土浦市社会福祉の概要）

## 2 地域福祉行政の現状

地域福祉を推進主体別に区分すると、行政では主に市が地域住民に最も身近な行政主体として地域福祉の推進に取り組んでいます。一方、行政以外では、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉関連サービス事業者、ボランティア、NPO、地域団体等、多様な主体が地域福祉の推進に取り組んでいます。

### (1) 分野別福祉行政

本市では、「第8次土浦市総合計画」を上位計画として、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉について、それぞれの法定計画により計画的に事業を推進しています。

また、その他の社会福祉について、国の法令に基づき生活保護や生活困窮者自立支援等の事業を実施しています。

#### ① 高齢者福祉

高齢者福祉に関する事業は、主に老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画と、介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定した「第7次土浦市ふれあいネットワークプラン（土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画）」により推進しています。

この計画は、基本理念を「共にふれあい支え合うまち土浦」、政策目標を「地域包括ケアシステムの深化と推進」、事業計画として次の4項目の施策の柱を設定して、福祉の充実を目指しています。

- 介護予防の推進・生活支援サービスの充実
- 認知症施策の推進
- 多職種連携の推進
- 安心して暮らせる環境づくり



## ② 障害者福祉

障害者福祉に関する事業は、主に障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「土浦市障害者計画」と、障害者総合支援法第88条の規定に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20の規定に基づく市町村障害児福祉計画を一体的に策定した「第5期土浦市障害福祉計画・土浦市障害児福祉計画」により推進しています。

この計画は、「ともに生きる うるおいのある まちをめざして」を計画の基本理念に定め、事業計画としては次の4項目の施策の柱を設定して推進しています。

- あたたかな安心できるまちづくり
- どの子もいきいきと育つまちづくり
- 就労や多様な社会参加の促進
- 総合的な福祉サービスの提供

## ③ 児童福祉

児童福祉に関する事業は、主に子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「2015 たちうらこどもプラン」により推進しています。

この計画は、「子ども自身の育ちを支える」「子育て家庭を支える」「地域全体で子育てを支える」の3つの基本理念を掲げ、「子どもの笑顔があふれるまち 土浦」をキャッチフレーズとし、事業計画としては次の3項目の施策の柱を設定して推進しています。

- 質と量を重視した教育・保育及び地域子育て支援の充実
- 子どもの育ちに応じた保健医療・福祉の推進
- 子育て家庭を取り巻く環境の整備と市民協働の推進

## ④ 社会福祉

生活保護制度を適正に実施し、生活に困窮する方にその困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、就労支援等により自立を援助しています。

また、平成27年度からは、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給を開始し、さらに平成28年度からは学習支援事業を実施し、生活保護に至る前の段階の方々への自立支援策の強化を図っています。

## (2) 地域福祉行政

これまでの生活・福祉課題の多くは、高齢者福祉や障害者福祉、児童福祉等の関連する分野別の福祉行政で対応してきました。しかし、今日では、市民の生きがい活動や権利擁護、災害時要配慮者対策、男女共同参画社会の構築、バリアフリーのまちづくり等の分野において、横断的で総合的な対応が求められているため、「土浦市地域福祉計画」により、従来の枠を超えて新たな地域福祉行政を展開しています。

さらに、保健・医療分野との連携をはじめ、教育や生涯学習、防災、まちづくり等の様々な行政分野と連携して事業の推進を図っています。

分野を超えた共通の課題等に対応している主な事業の現状は次のとおりです。

### ① 災害時要配慮者対策

各種の災害から市民の安全を守る対策は、土浦市総合計画及び土浦市地域防災計画に基づき計画的に推進しています。

### ② 人権尊重・権利擁護

子どもや高齢者、障害のある人に対する虐待防止法が整備されており、関係機関等によるネットワークを構築して事業を推進しています。

### ③ ふれあいネットワーク（土浦型地域包括ケアシステム）

地域で支援を必要とする全ての人を対象とし、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせるようにふれあいネットワーク（土浦型地域包括ケアシステム）を推進しています。

### ④ バリアフリーのまちづくり

障害のある人や高齢者、子どもや妊婦等が安心して移動したり、快適に過ごせるように道路や施設、公共交通、民間の集客施設等のバリアフリー化を計画的に推進しています。

### ⑤ 男女共同参画の推進

男女共同参画社会を構築するために「第3次土浦市男女共同参画推進計画（後期計画）」（平成27年度）を策定して、総合的に事業を推進しています。

### ⑥ 福祉意識の啓発

市民の福祉意識の啓発は、主に広報つちうらや市の公式ホームページ、また、社会福祉協議会の社協だより等を活用して実施しています。

### ⑦ ボランティア活動の振興

市民の自己実現と社会貢献についての学習の場であるとともに、市民相互の自主的な助け合い・支え合いの地域福祉の実践として、ボランティア活動の振興を図っています。

### ⑧ 住民参加型在宅福祉サービス

住民参加型在宅福祉サービスとして、土浦市社会福祉協議会では友愛サービス事業やファミリーサポートセンター事業を実施しており、会員制により家事援助・子育て支援サービスを提供しています。

### ⑨ 生きがい活動の支援

高齢者や障害のある人の雇用・就労の確保、文化・スポーツ・レクリエーションの振興により生きがい活動を支援しています。また、シルバー人材センターや高齢者クラブへの支援、障害福祉サービス等による就労支援を実施しています。

### ⑩ 健康づくりの推進

「第2次健康つちうら 21 土浦市健康増進計画～笑顔があふれる 健康なまち つちうら～」(平成26年度策定)により、市民の主体的な健康づくりや生涯にわたる食育を推進しています。

### ⑪ 相談業務の充実

相談業務は、行政機関の窓口をはじめとして、民生委員・児童委員、民間団体・事業者等を含めて多様な形態で実施しています。

### 3 地域福祉の担い手の現状

市内では、行政以外に地域福祉の推進を担う様々な市民団体や民間事業者が活動しています。

地域ケアコーディネーターが中心となり、保健・福祉・医療関係者等と連携しながら要援護者やその家族の支援を行うふれあいネットワーク（土浦型地域包括ケアシステム）において、土浦市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉サービス事業所、町内会（自治会）等は、重要な役割を果たしています。

#### （1） 土浦市社会福祉協議会

##### ① 土浦市地域福祉活動計画

土浦市社会福祉協議会では「第3次土浦市地域福祉活動計画」により、市の地域福祉事業と密接に連携して事業を推進しています。

この計画は、基本理念を「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり～ささえ愛、たすけ愛、ふれ愛のある 魅力あふれるまち 土浦」として、次の2つの基本目標のもとに各種事業を推進しています。

##### 【基本目標】

基本目標1 人を育み支えあい、ふれあいのあるまちづくり

基本目標2 生活圏に密着したサービス・支援体制づくり

##### ② 地域福祉事業

土浦市地域福祉活動計画で位置づけている地域福祉事業は、土浦市地域福祉計画と連携して、市民の身近な地域で多様な形態で実施されています。

地域福祉活動や高齢者・障害者・児童福祉の推進等の分野別の福祉事業とともに、ボランティア活動の振興事業、介護保険サービスや障害福祉サービス等の指定事業者としての事業、在宅福祉サービス事業等の地域福祉に関する幅広い事業を実施しています。

## (2) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域住民の福祉向上のために、民生委員法に基づいて厚生労働大臣が委嘱する民間の奉仕者で、児童福祉法による児童委員も兼ねています。

その職務は、住民の生活状態の適切な把握、生活困窮者、高齢者、母子・父子家庭、障害者などの要援護者への相談・援助、関係機関の業務協力などで、社会奉仕の精神に基づく活動を行っています。

本市では、239人の委員が活動しており、平成28年度は、相談・支援件数が3,626件、その他の活動件数が26,351件、訪問回数が37,661回、連絡調整回数が21,577回、活動日数が36,210日となっています。

平成28年度の相談・支援件数の分野別の内訳としては、高齢者に関することが1,872件、障害者に関することが194件、子どもに関することが937件など、合計3,626件となっています。

### ■土浦市の民生委員・児童委員の活動状況（平成28年度）

単位：件、回、日

		項目	件数	項目	件数	
相談・支援 件数	内容別	在宅福祉	324	その他の活動件数	調査・実態把握	1,570
		介護保険	95		行事・事業・会議への参加・協力	6,460
		健康・保健医療	220		地域福祉活動・自主活動	7,881
		子育て・母子保健	183		民児協運営・研修	10,021
		子どもの地域生活	244		証明事務	362
		子どもの教育・学校生活	272		要保護児童の発見の通告・仲介	57
		生活費	185		計	26,351
		年金・保険	15	訪問回数	訪問・連絡活動	25,009
		仕事	30		その他	12,652
		家族関係	121	計	37,661	
		住居	83	連絡調整回数	委員相互	12,407
		生活環境	264		その他の関係機関	9,170
		日常的な支援	908	計	21,577	
		その他	682	活動日数	36,210	
	計	3,626				
	分野別	高齢者に関すること	1,872			
		障害者に関すること	194			
		子どもに関すること	937			
		その他	623			
		計	3,626			

(資料：土浦市社会福祉の概要)

### (3) ボランティア・NPO

---

#### ① ボランティア

社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターでは、ボランティアによる在宅福祉サービスを推進するため、ボランティアの養成研修事業、ボランティア組織化事業、登録・斡旋事業、活動基盤づくり事業等を実施しています。

平成29年度、ボランティアサークル連絡協議会には20サークル・団体が登録しています。

このほか、ボランティア活動は、ボランティアセンターに登録していない個人や団体・企業等による自主的な活動も展開されています。

#### ② NPO

NPOは収益分配を目的としない社会貢献活動を行う団体のことで、本市においては福祉や環境、まちづくり等様々な事業を行うNPO法人(特定非営利活動法人)が設立されています。平成29年6月時点で、37法人となっており、このうち、福祉・保健・医療に関わるNPOは28法人です。

### (4) 福祉サービス事業所

---

福祉サービスを提供する施設・事業所は、本市の地域福祉を推進する上で重要な役割を担っています。

なお、これらの施設・事業所については、主に対象分野別の法定計画に基づいて計画的に基盤整備が図られています。

#### ① 高齢者福祉

市内には3か所の老人福祉センターがあります。このほか、介護保険関係施設・事業所等は、平成29年4月時点で、97か所あります。

#### ② 障害者福祉

市内の障害福祉サービス等を提供する施設・事業所は、平成29年4月時点で、75か所あります。

#### ③ 児童福祉

市内の認可保育所(園)は、平成29年4月時点で、公立10か所、民間13か所の計23か所あり、認定こども園が、10か所あります。このほか、子育て支援関連施設が10か所、児童養護施設が5か所あります。

## (5) 地域団体

### ① 町内会（自治会）

町内会（自治会）は、地域住民の自主的な総意に基づき「快適で明るくすみよいまちづくりを進める」目的で結成された任意の組織で、コミュニティづくりの中心的な担い手として、地域住民の連携とふれあいの場、地域課題の発見と共同解決の場として位置づけられています。平成29年度、171の町内会（自治会）があり、約5万世帯が加入しています。

また、市と地域住民との行政連絡を密にし、住民福祉の増進と円滑な市政運営のために地区長制度を設けており、町内会（自治会）からの届け出によって地区長を委嘱しています。地区長は、市との連絡調整に関することや地域住民からの要望事項の取りまとめに関することなどを行っています。

### ② 消防団・自主防災組織

消防団は、条例に基づき設置されており、団員は541名で地域の奉仕団体として火災・水害・地震・台風などの有事の際にはいち早く災害発生現場に駆けつけ、市民の「生命と財産」を守っています。

自主防災組織は、「自分達のまちは、自分達で守る」という意識のもとに、町内会（自治会）を中心として自主的に結成された自発的な防災活動を行う組織です。

### ③ 高齢者クラブ

高齢者クラブは、おおむね60歳以上の方が加入でき、教養の向上、健康の維持、社会奉仕、地域社会との交流やレクリエーション活動を行い、福祉の増進を図ります。行政では、高齢者が自主的に仲間とともに生きがい活動を行う場として位置づけ、クラブの振興を図っています。平成29年度、95クラブあり、3,931人が加入しています。

### ④ 障害者団体・保護者会等

障害のある人が組織する団体や施設・サービスを利用する保護者会（親の会）等は、サービス利用の当事者として、利用しやすいサービス利用の促進や事業の健全な発達に貢献しています。平成29年度、11団体あります。

### ⑤ 子ども会育成会

子ども会育成会は、地域における児童の友愛と自主性を養成するとともに、福祉を増進し、青少年の健全育成を図ることを目的としており、異年齢児の中で集団活動を基本とした活動を行っています。平成29年度、単位子ども会は171団体、会員数は13,976人です。



## 4 市民アンケート結果の概要

市民の福祉に対するイメージ、地域活動への参加状況などの実態を把握し、第3次土浦市地域福祉計画策定における基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

### 調査の概要

- ・対象地域：土浦市全域
- ・対象者：土浦市在住の18歳以上（住民基本台帳から無作為抽出）
- ・調査期間：平成29年3月27日（月）～4月14日（金）
- ・調査方法：郵送配付－郵送回収
- ・回収結果

調査年	配付数	回収数	回収率
平成29年（今回調査）	1,991件	774件	38.9%
平成24年	2,000件	869件	43.5%
平成18年	1,980件	813件	41.1%

### （1）近所の人との関わりについて

近所の人との「実際」の関わりと「好ましい」関わりは、どちらも「相互扶助的なつきあい（困ったときに相互に助けあう）」が最も高くなっていますが、「実際」の関わりでは35.4%に対し、「好ましい」関わりでは61.1%と6割を超えています。

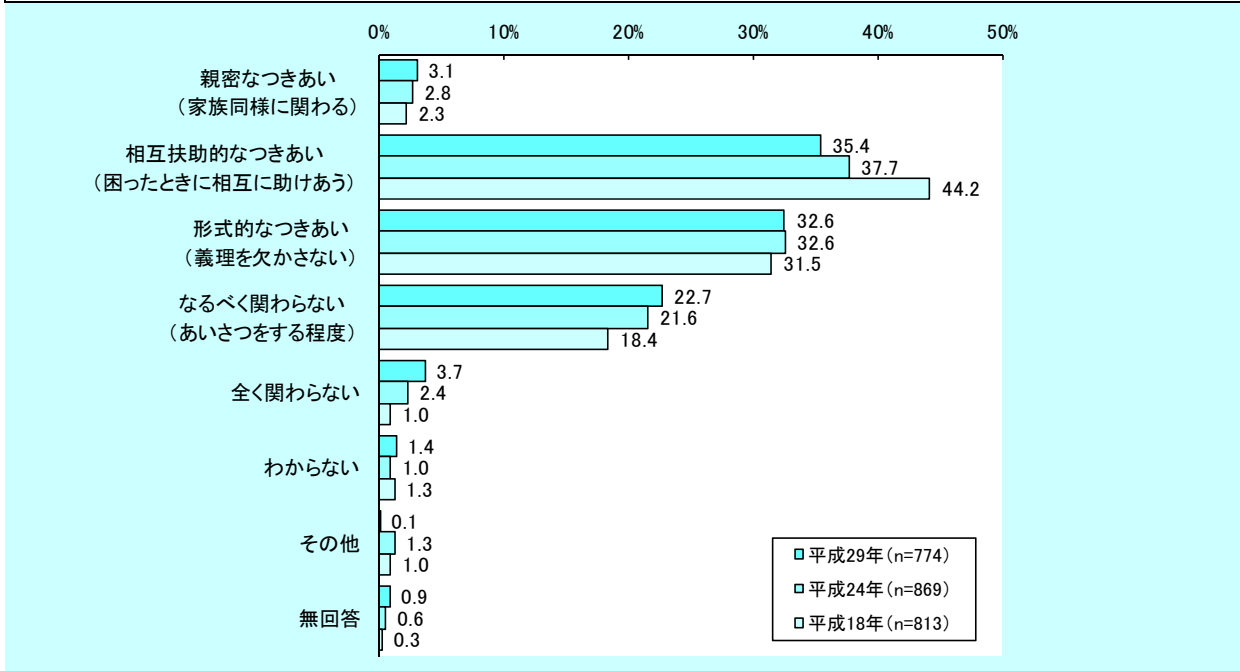
#### 【課題】

「実際」の関わりでは、「形式的なつきあい（義理を欠かさない）」や「なるべく関わらない（あいさつをする程度）」の割合が高くなっています。

一方、「好ましい」関わりでは、「相互扶助的なつきあい（困ったときに相互に助けあう）」が、前回の調査より減少しているものの依然として割合が高く、地域住民の関わりを深めていく取組が求められます。

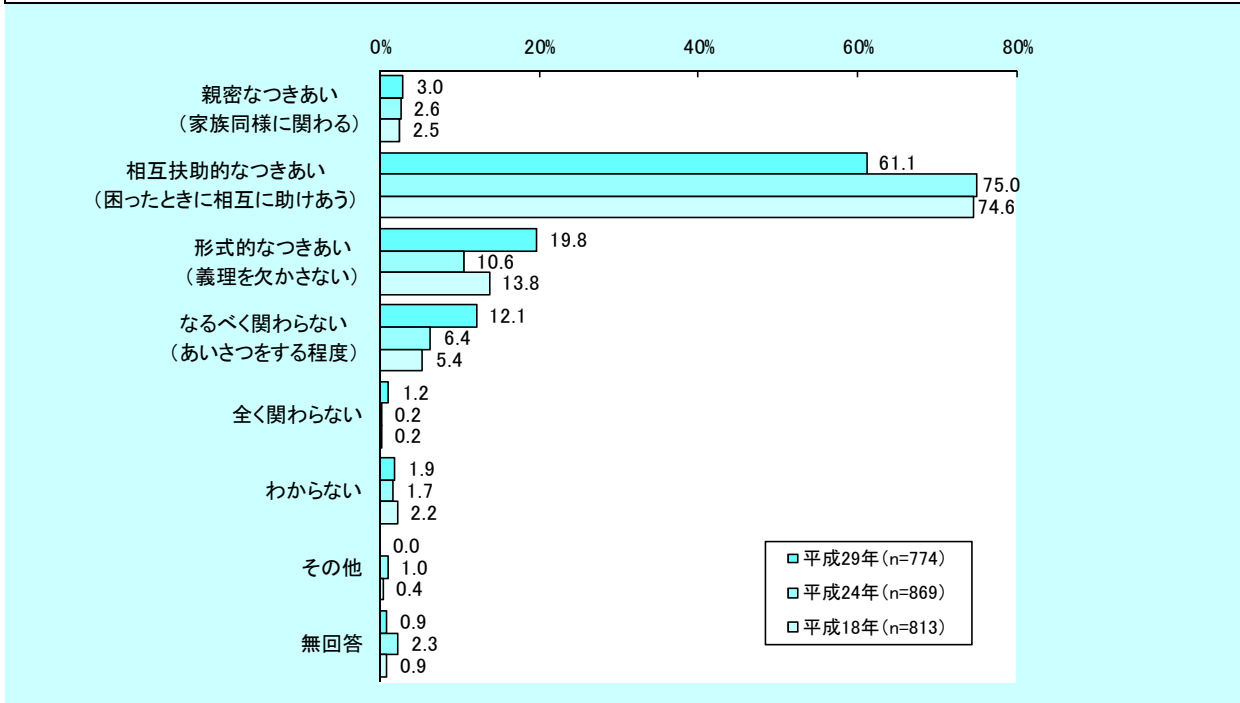


問 あなたは、近所の人とどのように関わっていますか。(単数回答)



※グラフ中のnは、回答者数を表しています。(以下同様)

問 あなたは、近所の人との関わり方としてどのような形が好ましいと思いますか。(単数回答)



## (2) 地域活動への参加について

地域活動に参加している割合は、「年に1, 2回程度参加している」方も含めて、5割程度となっています。

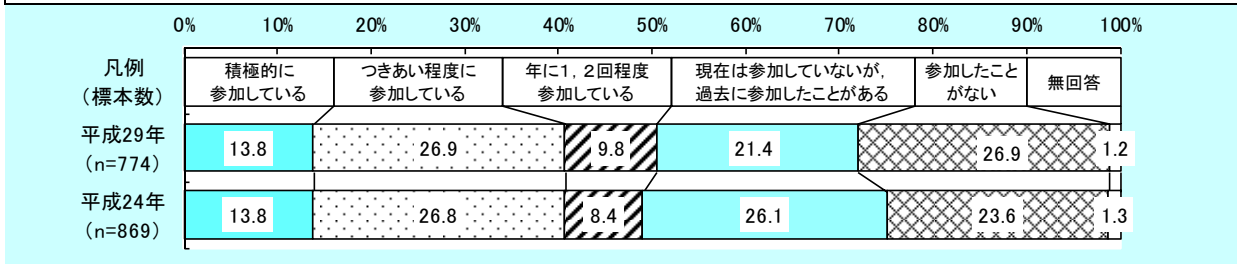
現在地域活動に参加していない理由は、「仕事や家事で時間がない」の割合が最も高く、「興味がない」や「体調がすぐれない」の割合も高くなっています。

### 【課題】

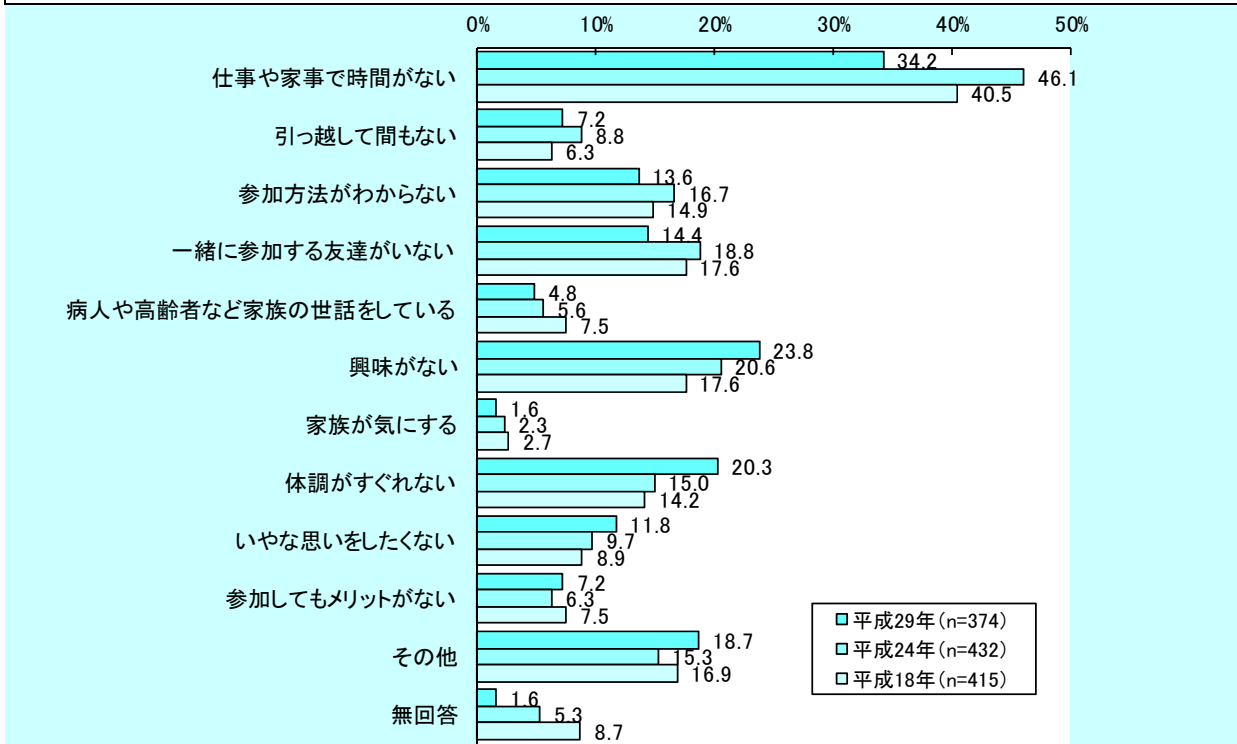
市民の地域活動への参加を促進するためには、気軽に地域活動に参加できるような環境づくりが必要となります。

また、地域活動に「興味がない」、「参加方法が分からない」方に対し、必要な情報を提供することや啓発活動に努めることが必要となります。

問 あなたは、現在、町内会、子ども会、PTA、高齢者クラブなどの地域活動にどの程度参加していますか。(単数回答)



問 現在参加していない理由は何ですか。(複数回答)  
(上記の問で「現在は参加していないが、過去に参加したことがある」「参加したことがない」と回答した方のみ。)



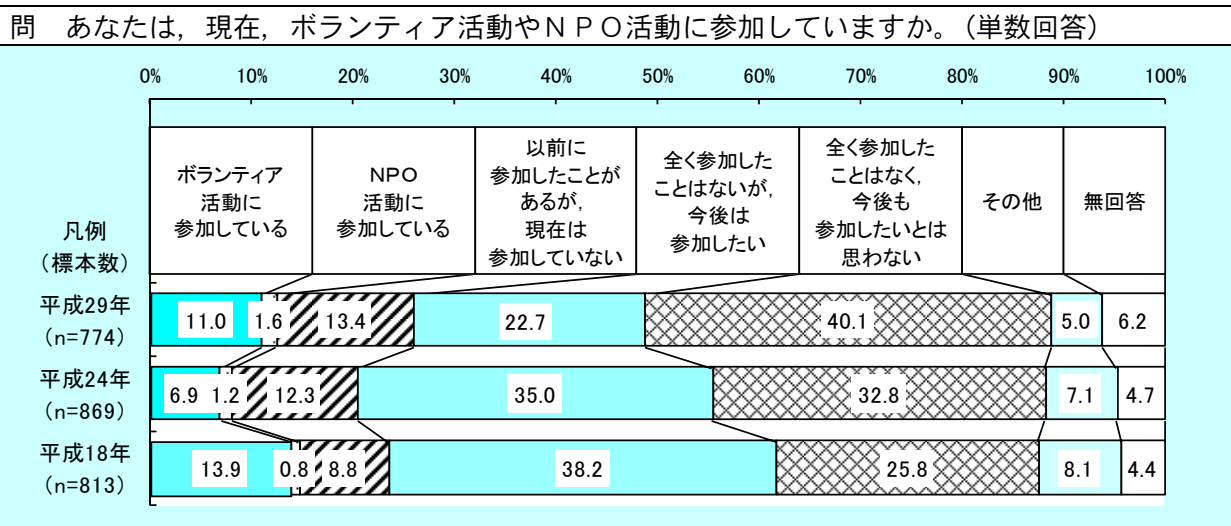
### (3) ボランティア、NPO活動への参加について

ボランティア活動に参加している割合は、平成24年よりもやや増加していますが、「全く参加したことはないが、今後は参加したい」の割合が大きく減少し、反対に「全く参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」の割合が増加しています。

#### 【課題】

ボランティア活動への参加割合はやや増加していますが、今後の参加意欲が大きく減少しています。

ボランティア活動などへの市民の参加意欲を高めるために、活動に参加しやすい環境づくりや地域で活動する団体の育成・支援を行っていく必要があります。



### (4) 情報の入手について

福祉サービスに関する情報については、「入手できている」と考えている方が2割程度なのに対し、約6割の方が「入手できていない」と考えています。

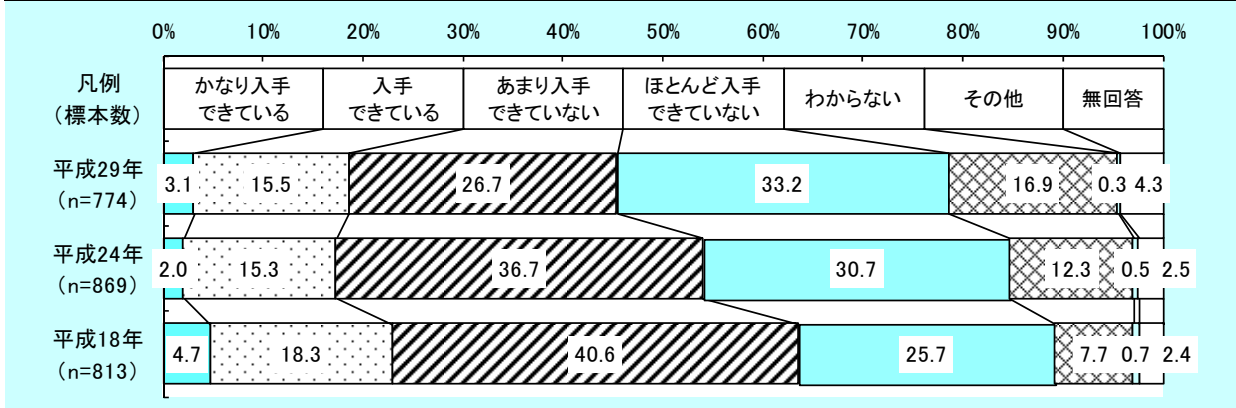
福祉サービスに関する情報の入手先は、「市の広報紙」が7割近くに達し、最も高くなっています。過去の調査と比べると「社会福祉協議会の社協だより」、「新聞、雑誌」、「テレビ、ラジオ」の割合が下がっていく一方で、「インターネット」の割合は調査ごとに増加していく傾向にあります。

【課題】

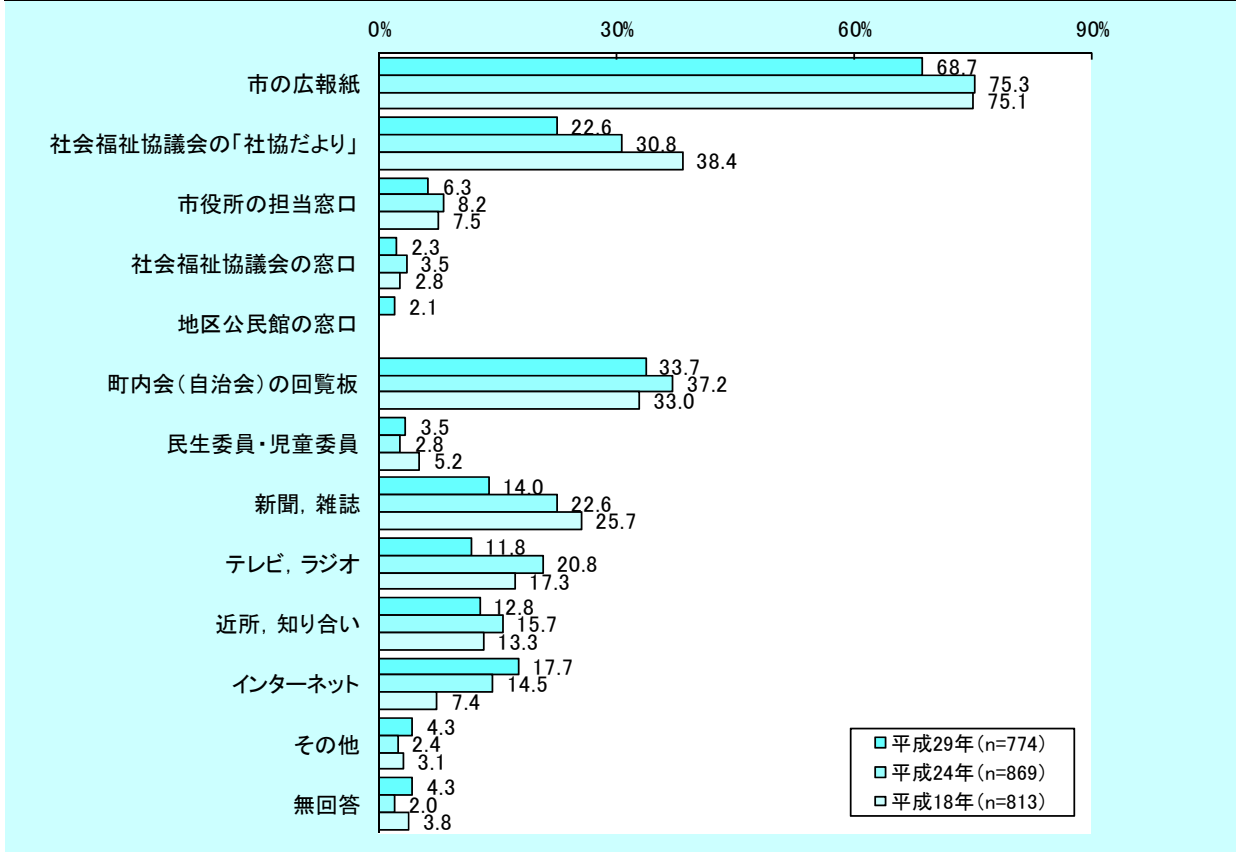
福祉サービスの利用者が、必要なサービスを自ら選択することができるようにするため、分かりやすい情報の提供が求められています。

福祉サービスに関する情報の入手方法は、「市の広報紙」、「町内会（自治会）の回覧板」、「社会福祉協議会の社協だより」の割合が高くなっていますが、特に若年層において「インターネット」から情報を入手する方が年々増加しており、ホームページ等のさらなる充実が求められています。

問 あなたは、福祉サービスに関する情報をどの程度入手できているとお考えですか。（単数回答）



問 あなたは福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。（複数回答）



## (5) 災害時に必要な支援や災害時の備えとして必要な取組について

災害発生時の住民同士に必要な支援は、「災害直後の安否確認や声かけ」、「災害や避難に対する情報の収集・交換」、「避難所などへの移動の支援」はいずれも6割以上と高い割合になっていますが、「避難所の運営協力」は3割を切っています。

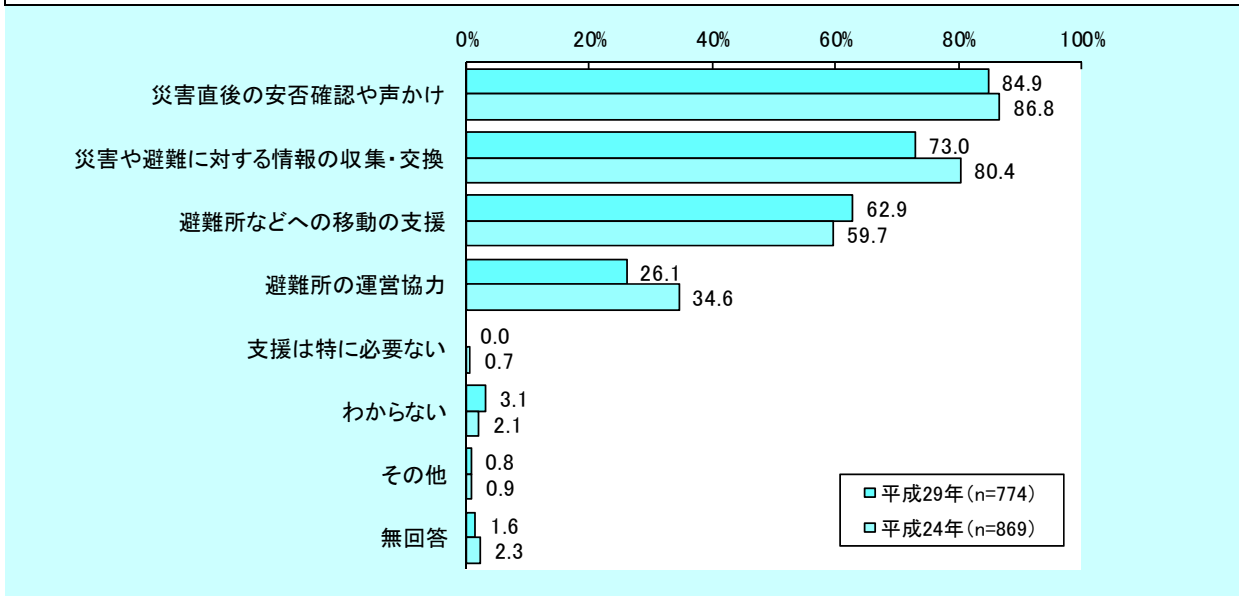
地域における災害時の必要な備えは、「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」が6割を超えて最も高くなっています。それ以外の項目の割合は、東日本大震災の翌年の平成24年から全体的に下がっています。

### 【課題】

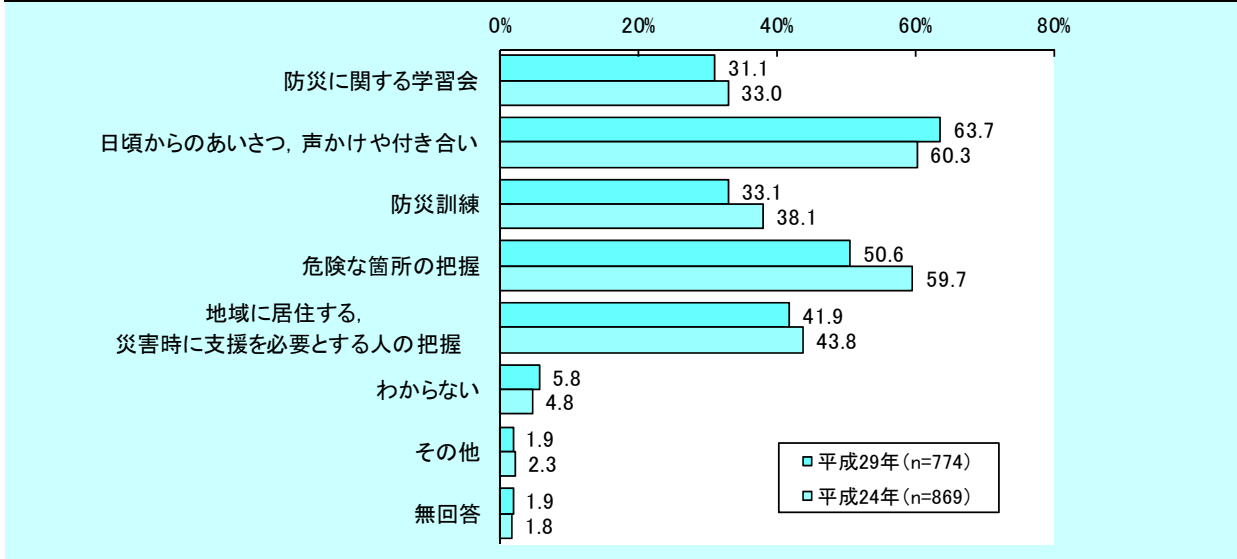
災害発生時に住民同士に必要な支援は、「災害直後の安否確認や声かけ」が最も高く、「相互扶助的な近所づきあい」が、災害時においても重要な課題であることが分かります。

避難行動要支援者対策の充実を図り、地域の支援体制を構築するとともに、いざという時に住民同士が助け合うことができるよう、地域コミュニティの活性化を図ることが必要となります。

問 あなたは、災害が起った場合に、住民がお互いにどのような支援を行うことが必要だと考えますか。(複数回答)



問 地域における災害時の備えとして、今後、あなたの地域で取組が必要と思われることは次のどれですか。(複数回答)



## (6) 土浦市社会福祉協議会の認知度について

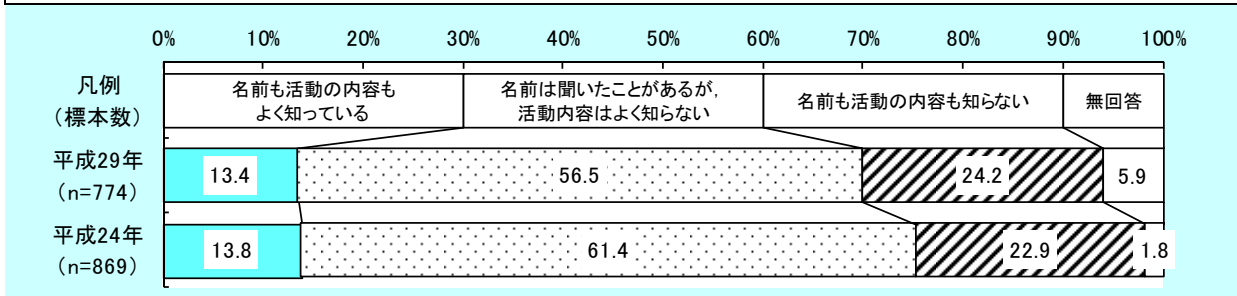
土浦市社会福祉協議会の認知度については、「名前も活動の内容もよく知っている」は13.4%で、平成24年と割合はほぼ変わらず、依然として低い状況にあります。

### 【課題】

社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉を推進する団体」として位置づけられるなど、地域福祉を推進する上で中核的役割が期待されています。

土浦市社会福祉協議会の存在や活動については、依然として認知度が低い状況にあるため、広報啓発活動を拡充することに加え、地域住民と連携・協働して事業を推進していく中で、認知度を高めていく取組が必要となります。

問 土浦市社会福祉協議会は、様々な福祉問題の解決に向けて活動や支援を行っています。あなたは、土浦市社会福祉協議会を知っていますか。(単数回答)



## (7) 「福祉」への関心について

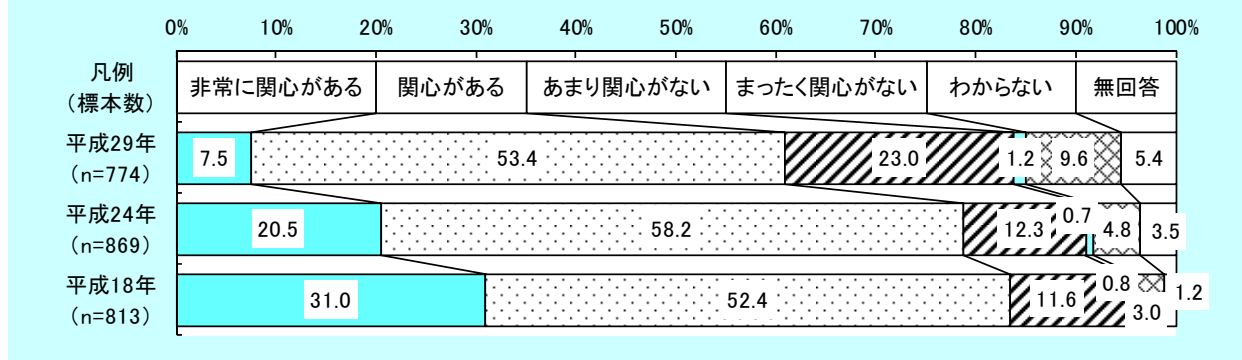
「福祉」への関心は、「非常に関心がある」と回答した方が調査ごとに大きく減少しており、平成18年から平成24年で10.5ポイント、平成24年から平成29年で13ポイント減少しています。

### 【課題】

ボランティアなど地域住民の自主的な活動を促進するためには、一人ひとりが地域や福祉に関心を持ち、関わりを持つような地域づくりや地域福祉の「互いに助け合い、支え合う」意識を高めることが重要です。

これまでも福祉意識の啓発に取り組んでいますが、福祉のこころを育成・啓発する取組をより一層充実させることが必要となっています。

問 あなたは、「福祉」に関心がありますか。1つだけに○をつけてください。(単数回答)



## (8) 福祉課題における行政と住民の関係について

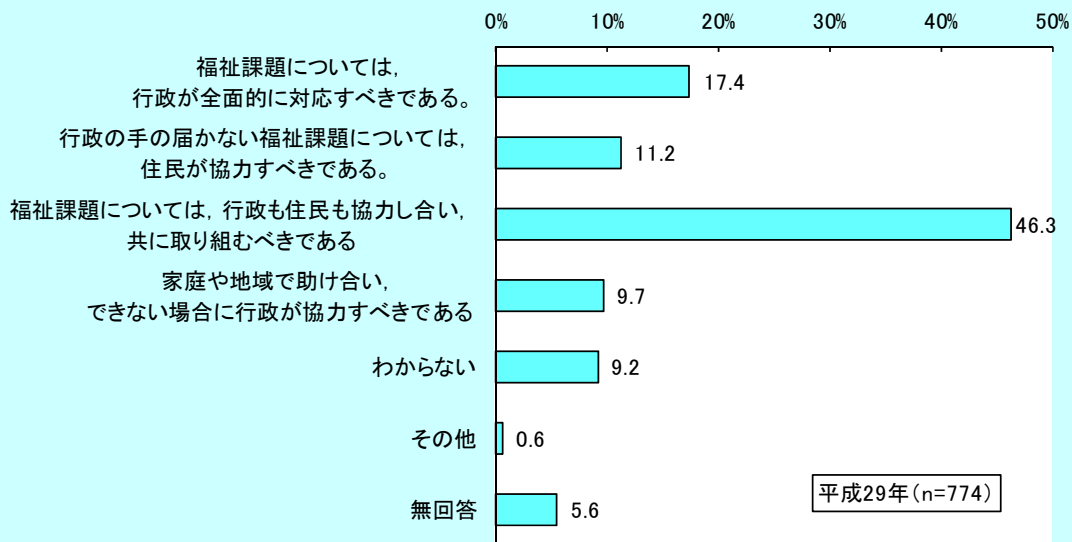
「福祉課題については、行政も住民も協力し合い、共に取り組むべきである」が46.3%と特に高くなっています。

### 【課題】

このような意識が高い中、地域における課題を地域住民が自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、住民や自治会等に対して、意識醸成を図り、地域づくりに必要な支援をしていくことが求められています。

また、地域住民による支え合いと連動した包括的支援体制の構築に向けた取組を推進する必要があります。

問 福祉サービスを充実させていくうえで、行政と住民との関係について、あなたの考えに最も近いものを選んでください。(単数回答)





## 5 地域福祉住民懇談会の概要

土浦市社会福祉協議会では、地域の福祉課題を把握するため、平成29年7月から8月にかけて、中学校地区ごとに地域住民を招いて懇談会を行いました。

懇談会では、ボランティアに関することや高齢者・子どもに関すること、防災に関する事など、幅広い意見が寄せられ、今後の本市における地域福祉推進の方向を示唆していると言えます。ここでは、その一部を紹介します。

### ○ボランティアに関すること

- ・ボランティアセンターには多種多様なボランティアの窓口になって欲しい。
- ・これまではボランティアというと無償型が一般的だったが、これからは高齢者が高齢者を支える仕組みとして、有償型のボランティアが必要だと思う。

### ○高齢者に関すること

- ・高齢者だけの世帯が増え、買い出しに行くことや集積場にごみを捨てに行くことが大変になるなど、いろいろな問題が生じている。
- ・高齢になって、運転免許証を返納すると交通手段がなくなってしまうため、不便にならないような仕組みが必要である。高齢者の「足」の問題を考えて欲しい。
- ・会員の減少と会長のなり手がいないことが高齢者クラブ共通の悩みである。

### ○子どもに関すること

- ・通学の途中で何かあったときに子どもが駆け込めるような場所を増やし、子どもが安全に通学できるようにしていく必要がある。
- ・子どもの貧困が大きな問題になっており、子ども食堂や学習支援など地域における子どもたちの居場所づくりが必要になっている。
- ・学校で行っている福祉体験講座は、福祉を体験することだけで終わってしまっている。障害者の方が、実際にどんなことで困るのか、それに対してどんなサポートができるのかなどを考えさせ、理解させるような講座を行って欲しい。

### ○防災に関すること

- ・市から災害時要支援者の名簿が提供されるが、名簿に掲載されている情報と町内の実状の差が大きい。
- ・自分の町内では、行政だけに頼るのではなく、地区長を中心に一丸となって、地域の見回りなど、自分たちで町内を守る取組をしている。

### ○その他

- ・広報紙に掲載すれば、市民への周知は完了したという姿勢が感じられる。広報・周知の方法を工夫して欲しい。
- ・ひとり暮らしの高齢者が福祉施設に入所したりして、住居が空き家になってしまうケースが増えている。今後大きな問題になっていくのではないかと。

## 6 第3次土浦市地域福祉計画に向けた重点課題

本市における地域福祉を取り巻く現状、市民アンケート結果及び地域福祉住民懇談会の結果等から、今後、取組を強化する必要がある重点的な地域福祉課題を次のとおり整理しました。

### (1) 包括的な支援体制の構築

高齢化や人口減少の急速な進行を背景に、地域でのつながりが弱まっており、「社会的孤立」や「制度の狭間」などの課題が表面化しています。

また、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア世帯）など、様々な分野の課題が複雑に絡み合い、対応が困難なケースが増加しています。

そのような中、本市では、高齢者や障害のある人、子どもなど生活上の困難を抱えるすべての市民を対象として、中学校区ごとの地域において、行政、社会福祉協議会、保健・医療機関、福祉サービス事業所等及び地域住民が連携し支援する、ふれあいネットワーク（土浦型地域包括ケアシステム）を推進してきました。

今後ますます多様化・高度化する福祉ニーズに応えていくため、生活上の困難を抱える方を地域全体で支え合う包括的な支援体制を充実させ、切れ目のない支援を推進していくことが求められています。

### (2) 適切な情報の提供

市民アンケートでは、約6割の方が「福祉サービスに関する情報を入手できていない」という結果となり、地域福祉住民懇談会においても「福祉サービスを知らなかった」という意見が多数ありました。

行政をはじめ、社会福祉協議会やNPO、ボランティアなどが様々な活動をしている、それを必要としている人たちに、その情報が届かなければ、福祉サービスの利用にはつながりません。

福祉サービスの情報を的確に伝えることは、非常に重要なことであり、福祉サービスの利用者が、必要なサービスを自ら選択することができるようにするため、効果的な情報提供が求められています。

また、地域活動に「興味がない」方や「参加方法が分からない」方、ボランティアやNPOに「全く参加したことはないが、今後は参加したい」方を実際の活動につなげていくために、必要な情報を提供していくことが求められています。

### (3) 避難行動要支援者に対する支援

本市では、高齢者や障害のある人などの避難行動要支援者（旧災害時要援護者）名簿の整備を図ってきたところですが、避難行動要支援者が災害時により安全に避難できるよう、対象者全員の名簿登録とともに、避難・誘導體制について検討し、整備を図ることが必要となっています。

また、市民アンケートでは、災害発生時に住民同士に必要な支援は、「災害直後の安否確認や声かけ」が最も高く、「相互扶助的な近所づきあい」が、災害時においても重要な課題であることが分かりました。

避難行動要支援者対策の充実を図り、地域の支援体制を構築するとともに、有事の際に住民同士が助け合うことができるよう、地域コミュニティの活性化を支援していくことが求められています。

### (4) 子どもや高齢者、障害のある人等の人権尊重と権利擁護

本市では、子どもの虐待については要保護児童対策地域協議会、高齢者虐待については権利擁護推進協議会で体制整備を図り、家庭児童相談室や土浦市障害者虐待防止センター、地域包括支援センターを窓口として相談・支援を行っています。

子どもや高齢者、障害のある人に対する虐待は、重大な人権侵害行為であり、決して許されるものではありません。地域社会から一切の人権侵害をなくすため、これまでに以上に虐待の防止に取り組んでいくことが求められています。

また、本市の地域福祉を取り巻く現状として、認知症高齢者や障害者の方々が年々増加している状況があります。認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者等の判断能力が不十分な方が、適切に福祉サービスを利用し、住み慣れた家庭や地域で自立した生活を送ることができるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及・啓発が必要となっています。

## (5) ともに支え合い、ふれあいのある地域づくり

---

近年、高齢者のみの世帯や単身世帯が増加し、家庭の機能が低下していることに加え、都市化の進行や価値観の多様化等により、地域における連帯意識が希薄化しています。

一方、市民アンケートの結果からは、現状よりも「相互扶助的なつきあい（困ったときに相互に助けあう）」を望んでいる市民が多いことが分かりました。

今後、高齢化により、多くの人の生活の中心は職場から地域に移り、生活の基盤としての地域の重要性が一層高まる中、住民同士の「つながり」を再構築し、ともに支え合う地域づくりを推進していくことが求められています。住民同士の「つながり」を再構築するためには、気軽に地域活動に参加できるような環境づくりや連帯意識の醸成に取り組んでいく必要があります。

## (6) ボランティア活動の振興

---

市民アンケートの結果では、前回の調査時と比較すると、「ボランティア活動への参加割合」がやや増加している一方で、「今後の参加意欲」は大きく減少しています。

ボランティアなど地域住民の自主的な活動を促進するためには、一人ひとりが地域や福祉に関心を持ち、関わりを持つような地域づくりや地域福祉の「互いに助け合い、支え合う」意識を高めることが重要です。

これまでも福祉意識の啓発に取り組んできましたが、福祉のこころを育成・啓発する取組をより一層充実させることが必要となっています。

また、ボランティア活動に意欲的な市民を実際の活動につなげていくために、ボランティア活動に関する情報の提供や活動に参加しやすい環境づくりを推進していく必要があります。

# 第3章 基本理念・基本目標

計画の概要  
第1章

地域福祉を  
取り巻く現状  
第2章

基本理念  
・基本目標  
第3章

施策の展開  
第4章

計画の推進  
第5章

資料

## 1 基本理念

第2章において整理した地域福祉を取り巻く現状等を踏まえ、本計画の基本理念を、第1次・第2次計画に引き続き、次のように定めます。

# あたたかい ふれあいのあるまちづくり

地域社会では、少子高齢化の進展、核家族や単身世帯の増加、人間関係の希薄化などを背景として、疾病や障害・介護、出産・子育てなどの様々な問題が絡み合った、複合化・複雑化する課題への対応が求められています。

このような課題に対応するためには「自助」－「互助」－「共助」－「公助」の適切な組み合わせに基づき、地域全体で組んでいく必要があります。「地域」を基盤とした人と人とのつながりを育むことが重要です。

このことから、人と人とのふれあいを大切にし、いつでも誰かに支えられ、また誰かを支えることができるような、思いやりのあるあたたかいまちを目指します。

本市では、第1次計画から継続して、「あたたかい ふれあいのあるまち」を目指し、地域福祉を推進してまいりましたが、本市が目指す「あたたかい ふれあいのあるまち」は、国が実現を目指す「地域共生社会<sup>※</sup>」と共通の理念に基づいています。

### ※地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

## 2 基本目標

基本理念の実現に向けて、第1次計画・第2次計画と同様に次の3つの基本目標を定めます。

### 基本目標1：参加と協働によるまちづくりへのチャレンジ

#### ～住民・地域・行政が協働して思いやりのあるまちづくりを推進します

住民の主体的な地域福祉活動への参加を基本にして、住民・地域・行政機関等が適切に連携・協働し、包括的な支援体制の構築を図ります。

また、世代間の交流や地域活動を通して地域コミュニティの活性化を図るとともに、意識の啓発や市民活動団体への支援により協働の仕組みづくりを推進します。

### 基本目標2：人を育てるまちづくりへのチャレンジ

#### ～地域社会に福祉のこころを育て、ふれあいのあるまちづくりを推進します

福祉教育や福祉意識の啓発を推進し、地域福祉の「お互いに助け合い、支え合う」意識を高め、地域社会に福祉のこころを育てます。また、民生委員・児童委員活動やボランティア活動の充実を促進し、地域福祉を推進する人材の育成を図ります。

### 基本目標3：安心して暮らせるまちづくりへのチャレンジ

#### ～福祉サービスの充実で住みよいまちづくりを推進します

福祉情報の提供や相談業務を充実させ、必要な人が適切な福祉サービスを受けられる体制を整備するとともに、福祉サービス事業者の健全な育成を促進し、福祉サービスの質の向上を図ります。また、バリアフリーや人権尊重・権利擁護に加え、新たに課題となっている生活困窮者への支援など、地域社会で生じる様々な課題に取り組み、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。



### 3 施策の体系

#### 基本目標1 参加と協働によるまちづくりへのチャレンジ

施策の方向	基本施策	具体的施策
1 住民参加による地域福祉の推進	①包括的な支援体制の構築	1-1-1-1 ふれあいネットワーク（土浦型地域包括ケアシステム） 1-1-1-2 生活支援体制の整備 1-1-1-3 地域福祉推進の担い手の連携
	②住民参加型在宅福祉サービスの促進	1-1-2-1 友愛サービス 1-1-2-2 ファミリーサポートセンター
2 生きがい活動と社会参加の促進	①高齢者の生きがい活動の支援	1-2-1-1 人材バンク 1-2-1-2 趣味クラブ・生きがい教室 1-2-1-3 高齢者クラブ 1-2-1-4 シルバー人材センター
	②障害のある人の社会参加の促進	1-2-2-1 障害者（児）スポーツ大会の開催 1-2-2-2 障害のある人の就労支援
3 地域コミュニティの活性化	①地域活動の支援	1-3-1-1 まちづくり市民会議・地区市民委員会 1-3-1-2 町内会（自治会）活動の支援
	②地域福祉推進拠点の充実	1-3-2-1 社会福祉協議会支部活動 1-3-2-2 ふれあいきいきサロン
	③世代間・多文化間の地域交流の促進	1-3-3-1 高齢者と子どものふれあい事業 1-3-3-2 保育地域活動（世代間交流） 1-3-3-3 チャレンジクラブ 1-3-3-4 地域のスポーツ大会の開催 1-3-3-5 地域ふれあい事業の実施 1-3-3-6 日本語教室の実施
	④安心・安全な地域づくり	1-3-4-1 交通安全意識の啓発 1-3-4-2 こどもを守る110番の家 1-3-4-3 防犯パトロール活動支援 1-3-4-4 防犯意識の普及啓発
4 協働の仕組みづくりの推進	①協働意識の啓発	1-4-1-1 協働のまちづくりワークショップ 1-4-1-2 みんなで協働のまちづくりシンポジウム
	②市民活動団体等への支援	1-4-2-1 土浦市協働のまちづくりファンド（ソフト）事業

#### 基本目標2 人を育てるまちづくりへのチャレンジ

施策の方向	基本施策	具体的施策
1 福祉のこころの育成・啓発	①福祉教育の推進	2-1-1-1 福祉のこころを育てる教育 2-1-1-2 福祉体験講座の開催
	②福祉意識の啓発	2-1-2-1 広報等による福祉意識の啓発 2-1-2-2 いきいき出前講座の開催
2 地域福祉を推進する人材の育成	①民生委員・児童委員活動の充実	2-2-1-1 民生委員・児童委員活動の充実
	②ボランティア活動の充実	2-2-2-1 ボランティア団体の活動紹介 2-2-2-2 ボランティアセンター 2-2-2-3 ボランティア養成講座 2-2-2-4 介護支援ボランティア 2-2-2-5 福祉施設支援ボランティア 2-2-2-6 生活支援担い手養成講座



基本目標3 安心して暮らせるまちづくりへのチャレンジ

施策の方向	基本施策	具体的施策
1 福祉サービスの利用の推進	①福祉サービスの計画的推進	3-1-1-1 高齢者福祉の計画的推進 3-1-1-2 障害者福祉の計画的推進 3-1-1-3 児童福祉・子育て支援の計画的推進
	②福祉情報の提供	3-1-2-1 広報紙・ホームページ等による福祉情報の提供
	③相談業務の充実	3-1-3-1 子育て相談 3-1-3-2 健康相談 3-1-3-3 障害福祉サービス利用の相談支援 3-1-3-4 早期療育支援 3-1-3-5 地域包括支援センター総合相談 3-1-3-6 民生委員・児童委員の訪問相談
2 福祉事業者の健全な育成	①土浦市社会福祉協議会との連携	3-2-1-1 土浦市社会福祉協議会との事業連携
	②サービス事業者の健全な育成	3-2-2-1 福祉サービスの評価 3-2-2-2 介護相談員の派遣 3-2-2-3 福祉サービス事業者情報の公開 3-2-2-4 社会福祉法人の指導検査
3 暮らしやすい生活環境の整備	①バリアフリーのまちづくり	3-3-1-1 公共施設のバリアフリー化 3-3-1-2 駅周辺道路等のバリアフリー化 3-3-1-3 交通弱者の移動手段の確保
	②避難行動要支援者対策	3-3-2-1 避難行動要支援者名簿の作成 3-3-2-2 防災の手引きの活用
	③生活困窮者支援対策	3-3-3-1 生活困窮者の自立相談支援 3-3-3-2 子どもの学習支援 3-3-3-3 就労支援の充実 3-3-3-4 生活資金の貸付 3-3-3-5 奨学資金制度・就学援助制度の活用
	④健康づくりの推進	3-3-4-1 食生活改善の推進 3-3-4-2 健康づくり運動の推進 3-3-4-3 介護予防の推進
4 ともに生きる地域づくり	①人権尊重・権利擁護	3-4-1-1 高齢者・障害者・児童の虐待防止 3-4-1-2 DVの防止 3-4-1-3 日常生活自立支援事業 3-4-1-4 成年後見制度の利用支援 3-4-1-5 市民後見人の養成 3-4-1-6 法人後見受任事業
	②子育て支援の充実	3-4-2-1 地域子育て支援センター 3-4-2-2 子育て交流サロン 3-4-2-3 乳児家庭全戸訪問事業 3-4-2-4 ファミリーサポートセンター（再掲）
	③認知症高齢者等の支援の充実	3-4-3-1 認知症サポーターの養成 3-4-3-2 要援護者見守り活動 3-4-3-3 高齢者見守りネットワーク事業 3-4-3-4 愛の定期便
	④男女共同参画の推進	3-4-4-1 男女共同参画事業の推進

計画の概要  
第1章

取り巻く現状  
地域福祉を  
第2章

基本理念  
・基本目標  
第3章

施策の展開  
第4章

計画の推進  
第5章

資料



# 第4章 施策の展開

計画の概要  
第1章

地域福祉を  
取り巻く現状  
第2章

基本理念  
・基本目標  
第3章

施策の展開  
第4章

計画の推進  
第5章

資料

## 基本目標 1

### 参加と協働による まちづくりへのチャレンジ

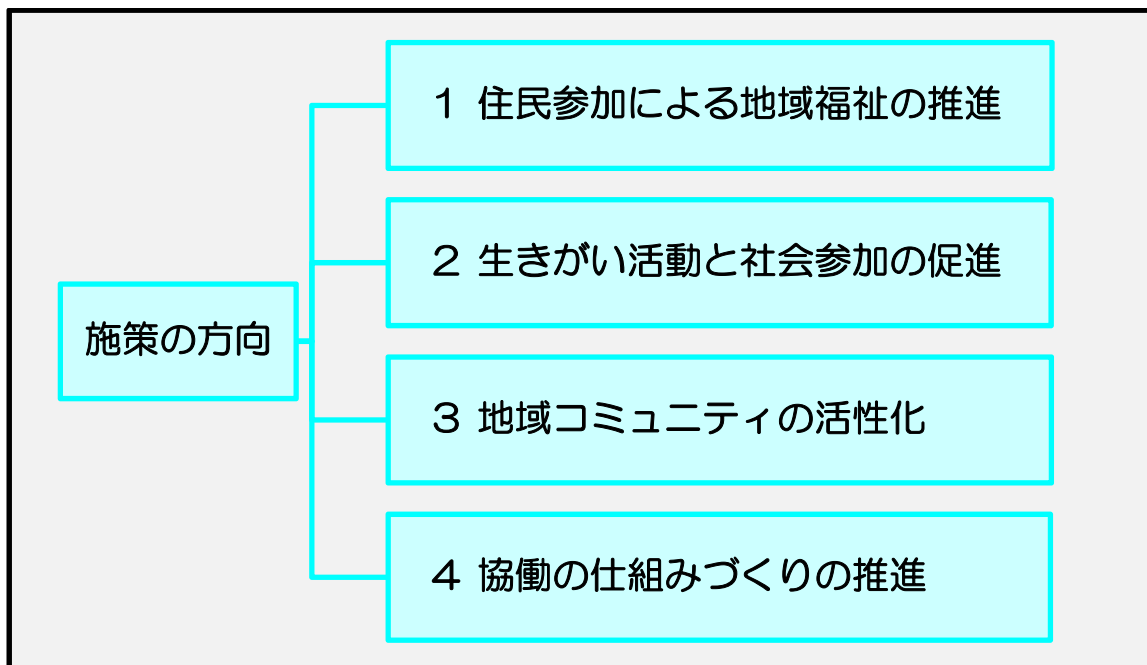
～住民・地域・行政が協働して思いやりのあるまちづくりを推進します

地域福祉の主役は、地域に暮らす住民です。住民の主体的な地域福祉活動への参加を基本にして、住民・地域・行政機関等がお互いに役割と特性を理解しつつ、協働することにより地域福祉を推進します。

また、地域における住民相互のつながりを再構築し、地域を基盤として、住民・保健福祉の関係者、行政が一体となって取り組み、人々の多様な課題に応える包括的な支援体制の構築を図ります。

さらに、世代間・多文化間の交流や地域活動を通して地域コミュニティの活性化を図るとともに、市民協働と自治意識の啓発に努め、まちづくり市民会議や地区市民委員会等への支援により協働の仕組みづくりを推進します。

#### 【施策の方向】



## 施策の方向 1 住民参加による地域福祉の推進

施策の方向	基本施策
1 住民参加による地域福祉の推進	①包括的な支援体制の構築 ②住民参加型在宅福祉サービスの促進

### ① 包括的な支援体制の構築

#### 【現状と課題】

本市では、高齢者や障害のある人、子どもなど生活上の困難を抱えるすべての市民を対象として、中学校区ごとの地域において、行政、社会福祉協議会、保健・医療機関、福祉サービス事業所等及び地域住民が連携し支援する、ふれあいネットワーク（土浦型地域包括ケアシステム）を推進しています。

また、地域包括ケアシステムの構築においては、制度で保障されている医療、介護とは別に、地域の互助に関する意識の醸成や、地域における生活支援が必要となってくることから、地域資源の把握、活用について協議する場（協議体）の開催と、生活支援の担い手を養成し、高齢者等を支援していくことで、住み慣れた家で生活が継続できるような地域づくりを推進しています。

#### 【推進の方向性】

- これまで実施してきたふれあいネットワーク（土浦型地域包括ケアシステム）を再構築し、「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制」や「地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築」を図ります。
- 相談支援に従事するスタッフに対し、個別のケースから地域社会を見据える視点を養うための研修を行います。
- 生活支援体制の整備については、協議体の開催を通じて、まずはそれぞれの地域の課題把握の情報共有をし、自身の地域で今後何が必要か、何ができるかを検討し、地域住民によるサービスの創出につなげることを目指して事業を実施します。

#### 1-1-1-1 ふれあいネットワーク（土浦型地域包括ケアシステム）

社会福祉課  
社会福祉協議会

- ◆高齢者や障害のある人、子どもなど生活上の困難を抱えるすべての市民を対象として、中学校区ごとの地域において、行政、社会福祉協議会、保健・医療機関、福祉サービス事業所等及び地域住民が連携し支援しています。

#### 1-1-1-2 生活支援体制の整備

高齢福祉課  
社会福祉協議会

- ◆地域包括ケアシステムの構築においては、制度で保障されている医療、介護とは別に、地域の互助に関する意識の醸成や、地域における生活支援が必要となってくることから、地域資源の把握、活用について協議する場（協議体）の開催と、生活支援の担い手を養成し、高齢者等を支援していくことで、住み慣れた家で生活が継続できるような地域づくりを推進します。

1-1-1-3 地域福祉推進の担い手の連携

社会福祉課  
市民活動課  
社会福祉協議会

- ◆社会福祉協議会の支部ごとに配置されている地域ケアコーディネーター等の協力を得て、地区長及び民生委員・児童委員の連携をはじめ、地域福祉推進の担い手同士の協働・連携を促進します。

② 住民参加型在宅福祉サービスの促進

【現状と課題】

住民参加型在宅福祉サービスは、サービスを利用する方が「利用会員」、サービスの担い手として活動に協力する方が「協力会員」として会員登録し、ボランティア精神を基盤とした助け合いの活動を行うものです。

本市では、食事の支度や買い物、洗濯・掃除、病院の付添い等のサービスを受けられる友愛サービス事業と保育施設への子どもの送迎や子どもの預かりなど、子育ての支援を行うファミリーサポートセンター事業が実施されています。

ボランティアの実稼働人数が減少していることに加え、利用会員のニーズが多様化しており、対応の困難なケースが増加していることが課題となっています。

【推進の方向性】

- 事業の周知を強化し、協力会員の確保に努めるとともに、協力会員のスキルアップにより、サービスの質の向上を図ります。

1-1-2-1 友愛サービス

社会福祉協議会

- ◆会員制による家事援助サービスで、一般市民が「協力会員」、虚弱な高齢者や障害のある人が「利用会員」となり、食事の支度や買い物、洗濯・掃除、病院の付添い等のサービスを受けることができます。

項目	単位	H28 実績	H34 目標
○協力会員数	人	53	70
○利用会員数	人	58	65
○活動件数（年間延）	件	1,674	1,850

1-1-2-2 ファミリーサポートセンター

社会福祉協議会

- ◆働きながら子育てをしている方や病気などで困ったときなどに、子育ての不安や負担を軽減するため、地域の中で子育ての支援を行います。

項目	単位	H28 実績	H34 目標
○協力会員数	人	104	110
○利用会員数	人	47	55
○活動件数（年間延）	件	1,860	2,100

## 施策の方向2 生きがい活動と社会参加の促進

施策の方向	基本施策
2 生きがい活動と社会参加の促進	①高齢者の生きがい活動の支援 ②障害のある人の社会参加の促進

### ① 高齢者の生きがい活動の支援

#### 【現状と課題】

本市では、第4次土浦市生涯学習推進計画に基づき生涯学習の振興を推進しており、地域福祉に関連する分野では、市民自らの専門知識や技能を活用する人材バンク事業を推進しています。

また、高齢者クラブや趣味クラブ・生きがい教室の活動を促進し、高齢者の生きがい活動の支援を図っていますが、会員数等の減少が課題となっています。

シルバー人材センターでは、広報・啓発活動により就業機会の拡大を図るとともに、技能講習会の開催や一般労働者派遣事業の実施など、事業の充実に努めています。一方、事業拡大に伴う会員の確保と発注者のニーズに的確に応えるための会員のスキルアップを図ることが必要となっています。

#### 【推進の方向性】

- 人材バンク活動の広報活動を推進し、新規登録者の開拓に努めるとともに、活動の場の拡充を図ります。
- 自治会等と連携をして、未設置地域に高齢者クラブが設置されるよう働きかけをしていきます。
- 高齢者の増加に伴い、高齢者の「働く場の提供」や「生きがいづくり」の受け皿として、シルバー人材センターの存在意義もますます重要となっていくことから、引き続き就業機会の確保や事業拡大に努めます。

#### 1-2-1-1 人材バンク

生涯学習課

- ◆市民がこれまで身につけた経験や学習知識・専門的スキルを講師として活用し、市民の生涯学習活動を支援します。

項目	単位	H28実績	H34目標
○人材バンク登録者数	人	47	65

#### 1-2-1-2 趣味クラブ・生きがい教室

社会福祉協議会

- ◆高齢者が趣味や特技を発表することで、技術の向上と生活意欲を高め、心の糧として生活に「はりとゆとり」をもって豊かな生活を送れるよう、高齢者自ら福祉の増進を図ることを目的に趣味活動の場と発表の場を提供します。

項目	単位	H28実績	H34目標
○延活動人員	人	5,423	5,390

1-2-1-3 高齢者クラブ

高齢福祉課  
社会福祉協議会

◆おおむね60歳以上の方が加入し、教養の向上、健康の維持、社会奉仕、地域社会との交流やレクリエーション活動等を行う高齢者クラブへ助成を行います。

項目	単位	H28実績	H34目標
○高齢者クラブ数	クラブ	98	100
○会員数	人	4,105	4,200

1-2-1-4 シルバー人材センター

高齢福祉課

◆おおむね60歳以上で、健康で働く意欲のある方に就労の場を提供し、社会参加と生きがい活動を支援します。

項目	単位	H28実績	H34目標
○受託件数	件	3,064	3,659
○就業延人員	人	40,073	47,848

② 障害のある人の社会参加の促進

【現状と課題】

障害者（児）スポーツ大会では、身体・知的・精神等の障害別競技や混合種目等を組み合わせた競技を、多くのボランティアの協力を得て実施しています。障害者自立支援法施行後、様々な障害福祉サービス事業所が設立されていますが、特定の団体・事業所の参加に留まっていることが課題となっています。

また、障害のある人の就労や社会参加を目的として、福祉の店ポプラ市役所店及び中央店を拠点とした、社会参加活動支援を実施しています。加えて、かすみかうらマラソン大会等のイベントにおける販売活動を通じて、就労に向けた意欲向上と障害のある人の手作り品の販路拡大、障害のある人の雇用の機会増大を図っています。

【推進の方向性】

○今後とも競技の内容等を検討しながら、より多くの障害のある人や大勢の市民がボランティア等として参加できるスポーツ大会となるよう、運営方法等について検討していきます。

○障害のある人の就労体験の場、作品の展示・販売を行うとともに、就労に向けた体験や意欲の向上、障害のある人の雇用に向けた取組を推進します。

1-2-2-1 障害者（児）スポーツ大会の開催

障害福祉課

◆障害者（児）が完全参加と平等のもと、スポーツを通じて体力の維持向上を図るとともに、障害のある人と地域社会との交流を促進し、市民に対する障害のある人への理解と関心を高めるため、年1回、障害者（児）スポーツ大会を実施しています。

項目	単位	H28実績	H34目標
○障害者（児）参加者数	人	190	200

1-2-2-2 障害のある人の就労支援

障害福祉課

◆障害のある人の就労や社会参加を目的として、福祉の店ポプラ市役所店及び中央店を拠点とした、社会参加活動支援を実施しています。また、障害のある人の雇用の一環として、各々の店舗において、障害のある人を雇用しています。

項目	単位	H28実績	H34目標
○社会参加活動支援事業登録者数	人	68	70



## 施策の方向3 地域コミュニティの活性化

施策の方向	基本施策
3 地域コミュニティの活性化	①地域活動の支援 ②地域福祉推進拠点の充実 ③世代間・多文化間の地域交流の促進 ④安心・安全な地域づくり

### ① 地域活動の支援

#### 【現状と課題】

本市では、町内会（自治会）をはじめ、子ども会育成会、婦人会、PTA、学校、高齢者クラブなどの地域住民により構成された地区市民委員会を中学校区ごとに設置しており、地域の資源を活かしたコミュニティ活動を推進しています。まちづくり市民会議は、地区市民委員会の代表者を中心に運営される組織で、地区市民委員会相互の連携と情報交換の場、市民と行政の連携と協働による地域づくりを推進する場として設置されています。

地域ごとのまちづくり活動を、より活発化させるために、まちづくり市民会議や地区市民委員会に対する市民の認知度の向上と、組織を構成する委員の意識啓発が課題となっています。

また、町内会（自治会）が、地域住民の連帯感及びコミュニティ意識の高揚を図る拠点となる集会施設を整備する場合に、整備費用の一部を助成しています。地域公民館の整備にあたっては、実施主体である町内会（自治会）等において、整備の必要性や整備資金の負担などについて地域住民の合意形成が得られるかが課題となります。

#### 【推進の方向性】

- 町内会（自治会）やさまざまな団体など多くの地域住民の参加により、地域のニーズを的確に捉えながら、引き続き、地域福祉に関する事業の開催及び活動を推進していきます。
- 地域公民館については、町内会（自治会）による新築や老朽化による修繕の要望が毎年寄せられていますが、今後においても地域コミュニティ活動の拠点施設として整備に対する支援をしていきます。

#### 1-3-1-1 まちづくり市民会議・地区市民委員会

市民活動課

◆まちづくり市民会議・地区市民委員会では土浦市民憲章の趣旨にのっとり、地域の問題、課題を自らの立場で解決できるよう、さらに広がりのある市民ネットワークを目指して、「安全・安心で快適な地域づくり」のための事業を行っています。

項目	単位	H28実績	H34目標
○福祉専門部会の事業数	事業	50	58

計画の概要  
第1章

地域福祉を  
取り巻く現状  
第2章

基本理念  
・基本目標  
第3章

施策の展開  
第4章

計画の推進  
第5章

資料

1-3-1-2 町内会（自治会）活動の支援

市民活動課

- ◆町内会（自治会）が、地域住民の連帯感及びコミュニティ意識の高揚を図る拠点となる集会施設を整備する場合に、整備費用の一部を助成しています。

② 地域福祉推進拠点の充実

【現状と課題】

土浦市社会福祉協議会では、8中学校地区に地域ケアコーディネーターを配置し、公民館を拠点に支部委員会を組織し、地域福祉活動を推進しています。

また、市内では、27か所（平成29年度現在）のふれあいいきいきサロンが活動していますが、新たなサロンの立ち上げに関する相談も年に数件あります。一方で、「会員が集まらない」や「高齢化により担い手の確保ができない」といった課題があります。

【推進の方向性】

- 8中学校地区にある地区公民館に設置している社会福祉協議会の支部を地域福祉の拠点として、ふれあいネットワーク（土浦型地域包括ケアシステム）の充実を図ります。
- 子育て支援や高齢者支援等にかかわる小地域での活動の把握に努め、その活動に対する支援を行うことで、新たなサロンの立ち上げにつなげます。

1-3-2-1 社会福祉協議会支部活動

社会福祉協議会

- ◆8中学校地区に置かれている社会福祉協議会の支部を地域福祉推進の拠点として位置付け、活動の促進を図ります。

1-3-2-2 ふれあいいきいきサロン

社会福祉協議会

- ◆高齢者等が徒歩で参加できる日常生活圏域を拠点として、サロン活動に理解を示す地域住民とボランティアが共に企画運営していく地域福祉活動です。

項目	単位	H28実績	H34目標
○設置サロン数	個	27	32

③ 世代間・多文化間の地域交流の促進

【現状と課題】

高齢者と子どものふれあい事業の実施により、生活文化の伝承活動など高齢者と児童等との世代間交流活動を推進しています。地区公民館を拠点にしたチャレンジクラブでは、市民委員会青少年育成部を中心とした地域の協力を得て実施しており、地域の交流を図っています。

また、地域ごとに各種スポーツ大会を通じて世代にかかわらず地域住民同士の交流を行っています。

市内に住む外国人が、地域で安心して生活できるよう、地域ふれあい事業や日本語教室を実施しています。しかしながら、永住者や定住者など、滞在が長期化する外国人市民が増えており、日本人との生活習慣の違いなどによるトラブルが課題となっています。

## 【推進の方向性】

- 児童館や地域子育て支援センターでの開催を充実させるとともに、民間保育所による開催を働きかける等、世代間交流を促進します。
- 民間ボランティアを活用した日本語教室を開催し、外国人市民のニーズに応えます。

## 1-3-3-1 高齢者と子どものふれあい事業

高齢福祉課

- ◆高齢者クラブが主体となって、生活文化の伝承活動など高齢者と児童等との世代間交流活動を推進することにより、高齢者の生きがいを高めるとともに、児童の健全育成を図ります。

項目	単位	H28実績	H34目標
○実施クラブ数	クラブ	23	23

## 1-3-3-2 保育地域活動（世代間交流）

こども福祉課

- ◆保育所での乳幼児と高齢者の世代間交流事業を推進します。

項目	単位	H28実績	H34目標
○実施件数	件	31	30

## 1-3-3-3 チャレンジクラブ

こども福祉課

- ◆各地区公民館を拠点に、文化、スポーツ、福祉、環境保全等の様々な体験をグループ活動として実施し、協調性や思いやりの心を育み、また、活動にあたっては地域の大人の指導・協力をいただくことで、地域の交流を図っています。

項目	単位	H28実績	H34目標
○延参加人数	人	2,007	2,100

## 1-3-3-4 地域のスポーツ大会の開催

スポーツ振興課

- ◆市内8地区体育協会において、それぞれ地区の状況にあった各種スポーツ大会を開催し、地域交流・世代間交流を図っています。

項目	単位	H28実績	H34目標
○大会参加者数	人	3,556	3,500

## 1-3-3-5 地域ふれあい事業の実施

市民活動課

- ◆土浦市国際交流協会では、市内に住む外国人に、防災やゴミの分別など日常生活におけるルールなどを知ってもらうため、地域ふれあい事業を実施しています。

項目	単位	H28実績	H34目標
○参加者数	人	42	65

## 1-3-3-6 日本語教室の実施

市民活動課

- ◆民間国際交流協会では、市内に住む外国人が、就労や日常生活など地域で安心して生活するために必要な日本語学習の支援を行っています。
- ◆市では、市内在住の外国人に対し、ボランティアによる日本語と日常生活習慣などを習得する学習の場と、仲間づくりの場を提供しています。

項目	単位	H28実績	H34目標
○参加者数（土浦市国際交流協会・土浦ユネスコ協会）	人	3,520	4,000
○参加者数（男女共同参画室）	人	369	対H28比増

計画の概要  
第1章取り巻く現状  
地域福祉を  
第2章基本理念  
基本目標  
第3章施策の展開  
第4章計画の推進  
第5章

資料

④ 安心・安全な地域づくり

【現状と課題】

本市では、交通事故の危険や犯罪から市民を守る、安心・安全な地域づくりを推進しており、犯罪の危険から子どもを守るために、家庭や事業所などの協力を得て緊急時に子どもが避難できる場「こどもを守る110番の家」を設置しています。

また、防犯パトロールは、市や教育委員会による実施に加え、各地域のボランティアによって行われています。今後も学校や地域の安全を確保するための取組を更に強化する必要があります。

【推進の方向性】

- 市内全ての幼稚園、保育所、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程）における交通安全教室を開催し、交通安全教育を推進します。
- 安心安全な地域づくりのために、市民の交通安全意識や防犯意識の高揚を図ります。
- 防犯教室・防犯パトロール育成講習会等をとおして青色防犯パトロール制度の周知を図り、登録団体数の増加を目指します。

1-3-4-1 交通安全意識の啓発

生活安全課

◆警察、関係機関及び地域との密接な連携を図り、講習会、街頭活動、広報活動などを推進することにより、交通安全意識の高揚に努めます。特に幼児、児童、生徒、高齢者に対して、正しい交通ルールとマナーを習得するよう交通安全教育を推進します。

項目	単位	H28実績	H34目標
○交通安全教室開催数	回	32	57

1-3-4-2 こどもを守る110番の家

指導課

◆家庭や事業所に依頼して緊急時に子どもが避難できる場「こどもを守る110番の家」を地域に設置する事業を促進します。

項目	単位	H28実績	H34目標
○設置件数	件	2,785	2,800

1-3-4-3 防犯パトロール活動支援

生活安全課

◆青色回転灯を装着した自動車による防犯活動「青色防犯パトロール」を促進するため、活動団体登録制度を設け地域の防犯パトロール活動の充実を図ります。

項目	単位	H28実績	H34目標
○青色防犯パトロール活動の団体登録者数（累計）	団体	8	30

1-3-4-4 防犯意識の普及啓発

生活安全課

◆安心・安全まちづくりパレード、安心・安全まちづくり市民集会及び防犯教室や講習会をとおして防犯意識の高揚を推進します。

項目	単位	H28実績	H34目標
○防犯教室等開催数	回	29	35

## 施策の方向4 協働の仕組みづくりの推進

施策の方向	基本施策
4 協働の仕組みづくりの推進	①協働意識の啓発 ②市民活動団体等への支援

### ① 協働意識の啓発

#### 【現状と課題】

本市では、地域の活性化や地域課題の解決を図るため、早くから市民協働によるまちづくりを推進してきました。地域福祉においても、急激な少子高齢化の進行により、福祉に対するニーズが多様化・高度化している中、様々な課題への対応を進めていくためには、住民・地域・行政が協働することが必要となっています。この住民・地域・行政の協働による福祉の実現のためには、より多くの市民に関心を持ってもらい、協働についても理解を深めてもらう必要があります。

そのような中、まちの主人公である市民が市民力、地域力を結集することで、様々な課題を明らかにし、住民主体の助け合い活動の実践に向けた意識の醸成を図ることを一つの目的に、「協働のまちづくりワークショップ」を実施しています。あわせて、地域社会の抱える課題を市民と行政が共に考え、行動し、解決していくことによって、住みよい地域社会を築き上げていくことが重要であるとの考えから、「協働のまちづくりシンポジウム」を開催し、市民に協働の意識啓発を図っているところです。

地域福祉においても住民・地域・行政の協働が必要であるということを広く市民に周知し、理解してもらう必要があります。

#### 【推進の方向性】

- ふれあいネットワーク（土浦型地域包括ケアシステム）による地域課題を包括的に受け止め、解決を試みる体制のように、市民自らが考え行動するという地域福祉の意識の醸成を図るため、対象者や実施方法については検討を進めながら、「協働のまちづくりワークショップ」を活用していきます。
- 本市が協働のまちづくりに取り組むことを多くの市民に知らせ、まちづくりへの関心を高めるため、地域の福祉団体・NPOも参加する「みんなで協働のまちづくりシンポジウム」を今後も実施していきます。

#### 1-4-1-1 協働のまちづくりワークショップ

市民活動課

- ◆市民が市民力・地域力を結集してまちづくりに参画し、「自分たちのまちは自らが創る」という意識醸成を図ることを目的とし、参加者が地域や行政の課題を共有し、その課題解決について話し合いを重ねながら、協働による具体的な解決方法について導き出していきます。

1-4-1-2 みんなで協働のまちづくりシンポジウム

市民活動課

- 
- ◆「共に考え行動する『協働』によるまちづくり」を実現するために、市民一丸となつて協働の意識を高め、市民活動を活性化することを目的として、基調講演、事例発表を行うシンポジウム&ポスターセッションを開催します。

② 市民活動団体等への支援

【現状と課題】

本市では、土浦市協働のまちづくりファンド（ソフト）事業を実施し、NPO法人やボランティア団体等の市民活動団体が、地域の活性化や地域課題の解決を図るために、新たに行う公益性のあるまちづくり事業の経費を助成し、団体の自主的・自立的活動を支援しています。市民活動団体は、各団体が目的を持って一定の活動をしているため、地域課題を踏まえた新たな事業の提案が難しい状況です。また、補助対象事業の実施による効果の検証が今後の課題です。

【推進の方向性】

- 今後は、より一層の周知や広報を行い、制度の浸透、活用促進を図り、市民団体やNPO法人の育成・設立の支援体制を整え、市民協働のまちづくりを進めていきます。

1-4-2-1 土浦市協働のまちづくりファンド（ソフト）事業

市民活動課

- 
- ◆地域コミュニティや市民活動団体と行政が連携・協働し、豊かなまちづくりを進める一環として、市内で活動する市民活動団体等が自ら企画し実施する公益性のあるまちづくり事業の経費を助成し、地域力向上や地域課題解決に向けたグループの自発的・自立的活動の促進を目指します。



## 基本目標 2

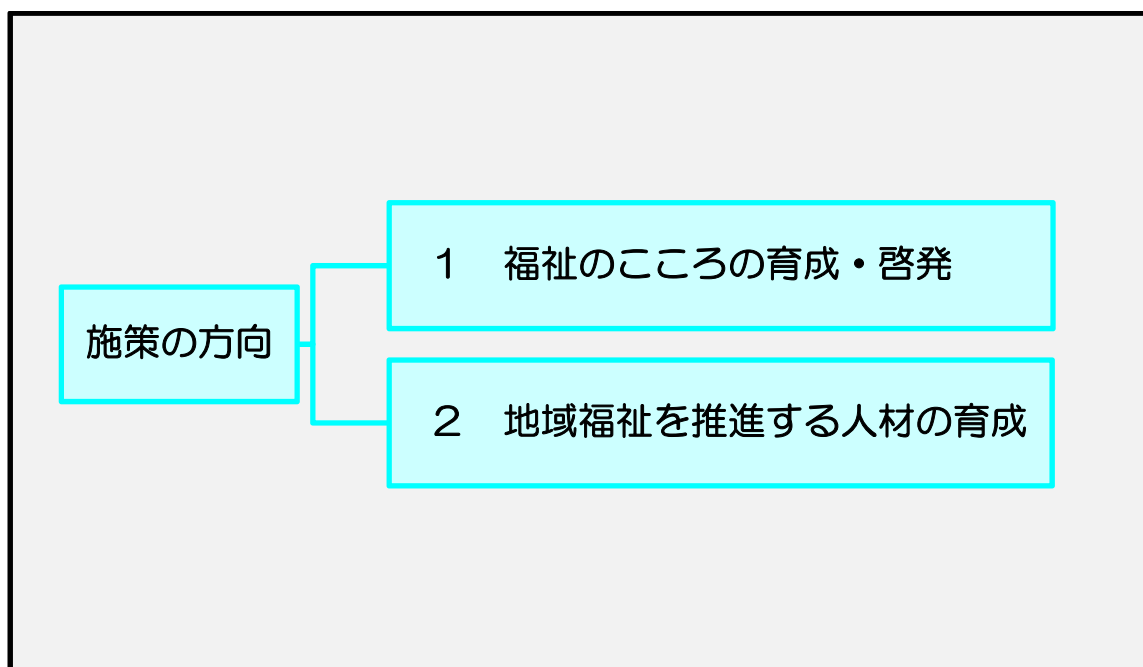
### 人を育てる まちづくりへのチャレンジ

～地域社会に福祉のこころを育て、ふれあいのあるまちづくりを推進します

地域福祉の基礎となるのは、他人を思いやり、お互いを助け合おうとするところです。子どもの頃からお互いの個性や違いを尊重し合える、ともに生きるこころを育むため、福祉教育や世代間交流等の充実を図り、福祉のこころの育成に努めます。加えて、「広報つちうら」等への福祉情報の掲載をとおして、福祉についての理解を促進し、意識の啓発を図ります。

また、地域福祉を推進していくためには、実際の活動を担う人材の育成が重要です。民生委員・児童委員活動の充実に加え、ボランティアセンターを中核として、ボランティア活動の裾野を広げ、地域福祉を推進する人材の育成を図ります。

#### 【施策の方向】



## 施策の方向1 福祉のこころの育成・啓発

施策の方向	基本施策
1 福祉のこころの育成・啓発	①福祉教育の推進 ②福祉意識の啓発

### ① 福祉教育の推進

#### 【現状と課題】

小中学校の総合的な学習の時間を中心に、高齢者や障害のある人とのふれあい活動、擬似体験、バリアフリーの学習等を通して、豊かなこころの育成を図る福祉教育を行っています。一方で、地域福祉の視点から福祉教育を推進するために、「学校と地域を結びつけたカリキュラムの開発（児童生徒の系統的な学習コース）」等の検討が大きな課題となっています。

また、福祉体験講座は、ボランティアサークルや福祉団体等のメンバーが講師となり、小中学生をはじめ専門学校や団体、企業を対象に開催しており、福祉教育を推進しています。

#### 【推進の方向性】

- 子どものうちからお互いの個性や違いを尊重し、誰もがともに生きるこころを持つように福祉教育や世代間交流等、福祉をなかだちにした交流を実施します。
- 今後も講座の実施に向けて、講師（ボランティアサークル、福祉団体等のメンバー）との連携を図るとともに、講座内容のさらなる充実に努めます。

#### 2-1-1-1 福祉のこころを育てる教育

指導課

- ◆福祉教育の充実により、児童生徒の福祉に対する理解と関心を高め、思いやりとやさしさを持った児童生徒を育成します。

項目	単位	H28実績	H34目標
○実施学校数	校	27	24

#### 2-1-1-2 福祉体験講座の開催

社会福祉協議会

- ◆福祉への理解や関心を高めるため、各学校や地域の団体等に対し、手話体験、点字体験、アイマスク体験、インスタントシニア体験、各種講話等の講師を派遣します。

項目	単位	H28実績	H34目標
○実施回数	回	36	42



② 福祉意識の啓発

【現状と課題】

「広報つちうら」や「社協だより」、ホームページ等への福祉情報の掲載をとおして、福祉についての理解を促進し、福祉意識の啓発を推進しています。一方、市民アンケートの結果では、福祉への関心が年々低下している現状があります。

また、いきいき出前講座は、市民の要望に応じて市職員等が講師となり、福祉・生活・まちづくり、健康等の様々な分野の講座を開催しており、福祉分野に限らず市政全般に対する理解を広めています。講座の内容は、様々な機会を通じて市民の生涯学習ニーズを把握した上で、必要に応じて評価と見直しを行い、充実を図っています。

【推進の方向性】

- 今後も、「広報つちうら」等への福祉情報の掲載をとおして福祉意識の啓発に努めます。
- 本計画書を市の公式ホームページに掲載するとともに、本計画の概要版を作成し、市民に配布することで、地域福祉に対する市民の理解を促進します。
- 学習する時間や場所の制約を受けにくい学習方法を提供していきます。また、実施回数の増加とともにすべてのメニューが利用されるようにホームページなどを積極的に利用し、事業のPRに努めます。

2-1-2-1 広報等による福祉意識の啓発

社会福祉課・高齢福祉課  
障害福祉課・子ども福祉課  
社会福祉協議会

- ◆「広報つちうら」や「社協だより」、ホームページ等への福祉情報の掲載をとおして、福祉についての理解を促進し、福祉意識の啓発を推進します。

2-1-2-2 いきいき出前講座の開催

生涯学習課

- ◆市の職員が講師として市政に関するわかりやすい学習講座を提供する事業において、福祉分野の充実を図り、福祉に対する理解を広めます。

項目	単位	H28実績	H34目標
○講座実施回数（全分野）	件	439	600

計画の概要  
第1章

取り巻く現状  
地域福祉を  
第2章

基本理念  
基本目標  
第3章

施策の展開  
第4章

計画の推進  
第5章

資料

## 施策の方向2 地域福祉を推進する人材の育成

施策の方向	基本施策
2 地域福祉を推進する人材の育成	①民生委員・児童委員活動の充実 ②ボランティア活動の充実

### ① 民生委員・児童委員活動の充実

#### 【現状と課題】

民生委員・児童委員は、地域住民の福祉向上のために、生活困窮者、高齢者、母子・父子家庭、障害者などの要援護者への相談・援助、関係機関の業務協力など、社会奉仕の精神に基づく活動を行っています。

少子高齢化等、地域福祉を取り巻く環境が大きく変化し、地域住民のニーズがますます高度化・多様化している中、地域における支え合いの中心的な担い手である民生委員・児童委員に期待される役割が大きくなっています。一方で、業務の増加などから民生委員・児童委員のなり手不足が大きな課題となっています。

#### 【推進の方向性】

- 市や関係機関と民生委員・児童委員の連携を強化し、その活動が円滑に行われるような支援を図ります。
- 地域住民をはじめ、関係機関・団体等に民生委員制度や民生委員活動を理解していただくために、広報啓発活動を行います。

#### 2-2-1-1 民生委員・児童委員活動の充実

社会福祉課

- ◆民生委員・児童委員活動が円滑に行われるよう、委員への効果的な情報提供や研修等の充実に努めるとともに、民生委員・児童委員の役割や活動等について、地域住民に対し積極的に広報啓発活動を行います。

## ② ボランティア活動の充実

### 【現状と課題】

ボランティア団体・NPO等市民活動団体のデータベースを作成し、ホームページ上に「こらぼの」を開設し、各団体の活動内容や団体情報を紹介することにより、市民活動の裾野の広がりや活性化を図っています。

また、ボランティアセンターでは、地域のボランティア活動を促進するため、ボランティア活動に関する様々な相談や調整を行い、点字点訳、音訳、傾聴、手話、要約筆記、ガイドボランティアなど地域を支える各種ボランティアの養成講座を開催しています。ボランティアサークル連絡協議会が主催する「ボランティアまつり」において、市民に対するボランティアの情報発信や活動の普及・推進に努めています。

しかしながら、市民アンケートの結果では、前回の調査時と比較すると、「ボランティア活動への参加割合」がやや増加している一方で、「今後の参加意欲」は大きく減少しています。

地域においては、介護支援ボランティアや福祉施設支援ボランティアをはじめとした様々なボランティアが活動しており、地域福祉を推進しています。

また、地域包括ケアシステムの構築においては、医療や介護など制度で保障されているサービス以外の生活支援の体制整備が必要とされており、地域課題の把握と生活支援の担い手の養成が重要となっていることから、生活支援担い手養成講座を開催し、高齢者等の支援の担い手を養成し、支え合いの地域づくりにつなげています。

### 【推進の方向性】

- 「こらぼの」については、最新情報掲載のため、登録団体への説明会を開催し、登録団体数を増加させるとともに、市民が数多くアクセスする魅力あるサイト作りに努めます。
- 登録するサークルの活動内容や情報を発信し、広くサークル活動への理解を得るとともに、ボランティアサークル連絡協議会と連携を図り、更なる地域福祉活動の普及・推進に努めます。
- 住民同士の「つながり・助け合い」をテーマとするボランティアの養成や災害時に係わる災害ボランティアの養成講座を実施します。
- 介護支援ボランティアの登録者増を促進するため、事業の更なる周知を図ります。ボランティア活動をされる方が、身近で参加しやすい場所を確保するために、市が指定する施設等の拡充を検討していきます。
- 生活支援担い手養成講座の開催を通じて、支援が必要な高齢者等に対する互助力の強化、意識の醸成を図ります。養成した支援の担い手との協働によるサービスの整備を推進します。

2-2-2-1 ボランティア団体の活動紹介

市民活動課  
社会福祉協議会

- ◆ボランティア団体・NPO等市民活動団体のデータベースを作成し、ホームページ上に「こらぼの」を開設し、各団体の活動内容や団体情報を紹介することにより、最新のボランティア・NPO活動をPRする場となっています。(市民活動課)
- ◆ボランティアサークル連絡協議会と連携を図り、ボランティア活動の普及・推進に努めるとともに、登録する各サークルの活動を紹介します。(社会福祉協議会)

項目	単位	H28実績	H34目標
○登録団体数	団体	133	190
○ボランティアサークル連絡協議会 登録サークル数	サークル数	20	22

2-2-2-2 ボランティアセンター

社会福祉協議会

- ◆社会福祉協議会及びボランティアセンターを窓口とし、ボランティアの登録・斡旋を行います。

項目	単位	H28実績	H34目標
○ボランティア登録数	人	1,340	1,440

2-2-2-3 ボランティア養成講座

社会福祉協議会

- ◆手話・点字・音訳などの各種講座を開催し、ボランティアの育成を図ります。

項目	単位	H28実績	H34目標
○受講者数	人	108	161

2-2-2-4 介護支援ボランティア

高齢福祉課

- ◆65歳以上の方が、市内の特別養護老人ホーム及び児童館で、介護支援ボランティア活動を行い、地域貢献することを奨励・支援し、自身が社会活動をとおして介護予防を目指すものです。また、その活動実績に対して評価ポイントを付与し、申出により評価ポイントに応じた転換交付金を交付しています。

項目	単位	H28実績	H34目標
○登録者数	人	83	110

2-2-2-5 福祉施設支援ボランティア

社会福祉協議会

- ◆高齢者、障害者、児童等の福祉施設からの派遣依頼に対する福祉施設支援ボランティア（レクリエーションボランティア）のコーディネートを行います。

項目	単位	H28実績	H34目標
○ボランティア団体数	団体	16	26

2-2-2-6 生活支援担い手養成講座

高齢福祉課

- ◆地域における生活支援サービスの拡充と併せて、高齢者等の支援の担い手を養成し、支え合いの地域づくりにつなげます。

項目	単位	H28実績	H34目標
○受講者数	人	—	240

## 基本目標3

# 安心して暮らせる まちづくりへのチャレンジ

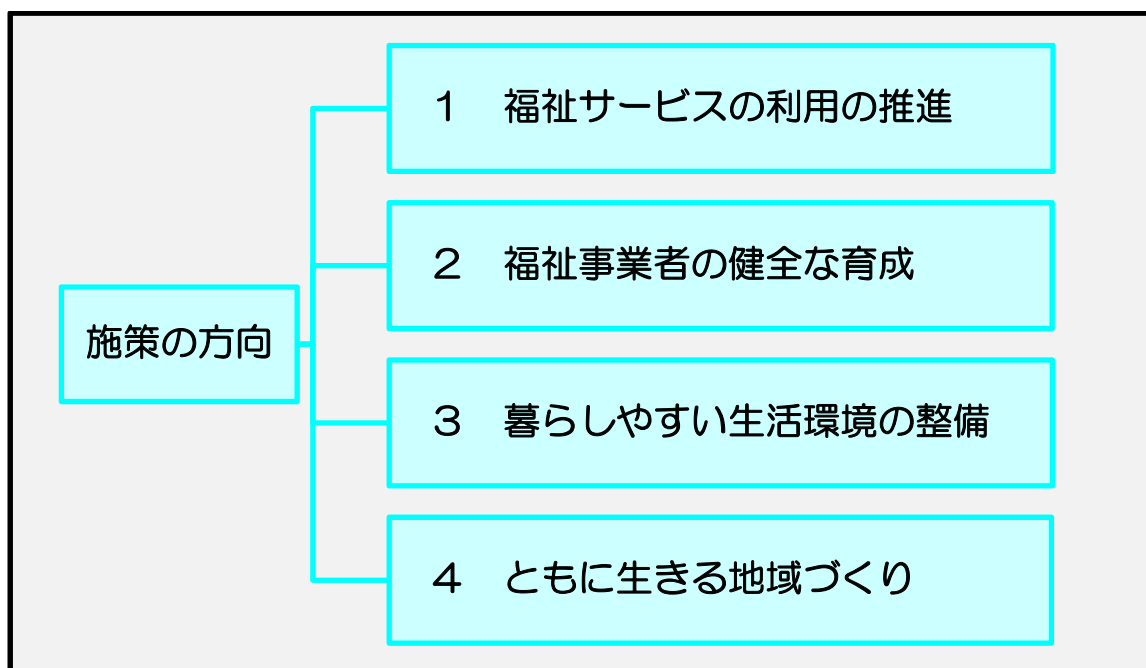
～福祉サービスの充実で住みよいまちづくりを推進します

福祉サービスを必要とするすべての人が、身近な地域で質の良いサービスを利用することができるように、計画的に基盤整備を図ります。特に、福祉サービスを利用する際に入口となる情報提供と相談業務を重視して、分かりやすい情報提供に努めるとともに、相談機関相互の連携を図り、利用しやすい相談体制の構築を図ります。

また、多様な住民ニーズに対応するため福祉サービスの質の向上を図るとともに、事業者の健全な育成を促進し利用者本位のサービスの提供に努めます。

また、誰もが安心して暮らせるように、高齢者や障害のある人、子ども等一人ひとりの人権が尊重され、誰にとっても住みよい福祉のまちづくりを推進します。

### 【施策の方向】



## 施策の方向1 福祉サービスの利用の推進

施策の方向	基本施策
1 福祉サービスの利用の推進	①福祉サービスの計画的推進 ②福祉情報の提供 ③相談業務の充実

### ① 福祉サービスの計画的推進

#### 【現状と課題】

高齢者・障害のある人・児童等の福祉サービスについては、中長期の法定計画により計画的かつ総合的に推進しており、計画期間ごとに市民のニーズ調査結果や社会情勢の変化等を踏まえて適宜改訂しています。また、すべての福祉事業について年度ごとの実施計画を策定し、事業を実施しています。

#### 【推進の方向性】

○福祉サービスの中長期の法定計画により事業の計画的かつ総合的な充実を図るとともに、計画の進捗状況の評価及び定期的な見直しを実施します。

#### 3-1-1-1 高齢者福祉の計画的推進

高齢福祉課

◆介護保険事業の促進とともに、高齢者の生活を総合的に支援するために、「第7次土浦市ふれあいネットワークプラン(土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画)」(計画期間：平成30年度～32年度)を推進します。

#### 3-1-1-2 障害者福祉の計画的推進

障害福祉課

◆障害者の自立と地域生活を総合的に支援するために「土浦市障害者計画」(計画期間：平成27年度～32年度)及び「第5期土浦市障害福祉計画・土浦市障害児福祉計画」(計画期間：平成30年度～32年度)を推進します。

#### 3-1-1-3 児童福祉・子育て支援の計画的推進

こども福祉課

◆子ども・子育て関連3法に基づく子育て支援を目的にした「2015つちうらこどもプラン～土浦市子ども・子育て支援事業計画～」(計画期間：平成27年度～平成31年度)を推進します。

## ② 福祉情報の提供

### 【現状と課題】

市では、主に「広報つちうら」（毎月2回発行）や市の公式ホームページにより、社会福祉協議会では、「社協だより」（年4回発行）やホームページにより、市民に福祉情報を提供しています。

しかしながら、市民アンケートの結果では、約6割の方が「入手できていない」と考えており、情報を必要とする市民に必要な情報が届いていないことが課題となっています。

また、障害のある人に対する情報提供のために、「広報つちうら」において点字広報と声の広報を月2回発行するとともに、ホームページ音声読上げ機能などを活用し案内を実施しています。このほか、年に1回、障害のある人に対して、障害福祉サービス等の紹介資料の送付を実施しています。

### 【推進の方向性】

- 「広報つちうら」や「社協だより」、ホームページをさらに充実させ、市民が必要な情報を容易に入手できるように努めます。
- 福祉サービスを必要とする人に必要な情報が確実に提供されるよう、機会や媒体（方法）を検討します。
- 今後も、茨城県視覚障害者協会等と連携し、障害のある人の意見を反映しながら、提供する情報の内容や方法などを充実させ、必要な情報の提供を図ります。

#### 3-1-2-1 広報紙・ホームページ等による福祉情報の提供

社会福祉課・高齢福祉課  
障害福祉課・こども福祉課  
社会福祉協議会

- ◆「広報つちうら」や市の公式ホームページをはじめ、パンフレットや冊子などを活用して、福祉に関する情報提供の充実を図るとともに、市民の福祉に対する意識啓発を行っています。
- ◆「社協だより」を年4回市内全戸に配付し、土浦市社会福祉協議会の事業内容や講座の開催などの情報を市民へ周知しています。また、ホームページを開設し、社会福祉協議会の情報を市内外の方々へ幅広く周知します。（社会福祉協議会）



### ③ 相談業務の充実

#### 【現状と課題】

本市における福祉の相談業務は、行政機関の窓口をはじめ民間団体・事業者等を含めて様々な機関で実施しています。

複雑で多様化する福祉ニーズや生活課題に対応するために、相談業務の総合性・専門性と庁内関係各課にわたる福祉サービスの連携が求められており、中学校地区を単位とするふれあいネットワーク（土浦型地域包括ケアシステム）を中心とした地域包括ケア体制のさらなる充実が必要となっています。

#### 【推進の方向性】

○福祉サービスの種類にかかわらず利用しやすい相談体制の構築、相談機関相互の連携・ネットワーク化を図ります。

#### 3-1-3-1 子育て相談

こども福祉課

◆専任の相談員が、児童の健全育成を図るため、児童虐待・不登校・教育（育児）などの電話・来庁・訪問による相談及び指導を実施します。

#### 3-1-3-2 健康相談

健康増進課

◆保健師・管理栄養士・理学療法士・作業療法士等が、面接や電話・メール等により、各種健康相談を実施します。

#### 3-1-3-3 障害福祉サービス利用の相談支援

障害福祉課

◆障害のある人が福祉サービスを利用する際の相談支援を行います。

#### 3-1-3-4 早期療育支援

障害福祉課

◆発達に支援が必要と思われる子どもに対し、乳幼児健診等の早期から各支援現場等における支援内容の充実を図り、子どもの成長に応じた相談や療育支援を行うため、臨床心理士・言語聴覚士を職員として配置し、子どもの成長に応じた相談や療育支援を行います。また、療育指導に携わる職員等に対する専門的助言を行います。

#### 3-1-3-5 地域包括支援センター総合相談

高齢福祉課  
社会福祉協議会

◆地域包括支援センターを中心に、9か所の在宅介護支援センター、各公民館に配置する地域ケアコーディネーターを地域の相談窓口として、介護保険サービスの利用相談を含めて、高齢者本人や家族等からの相談に対応します。

#### 3-1-3-6 民生委員・児童委員の訪問相談

社会福祉課

◆民生委員・児童委員が、住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行います。



## 施策の方向2 福祉事業者の健全な育成

施策の方向	基本施策
2 福祉事業者の健全な育成	①土浦市社会福祉協議会との連携 ②サービス事業者の健全な育成

### ① 土浦市社会福祉協議会との連携

#### 【現状と課題】

社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉を推進する団体」として位置づけられており、地域福祉を推進する上で中核的役割を果たしています。

第2次計画策定時から現在までに、新たに生活困窮者自立支援事業や市民後見人養成事業を市から受託するなど、社会福祉協議会の役割はますます重要となっています。

一方で、市民アンケートの結果から、社会福祉協議会の存在や活動については、依然として認知度が低い状況にあることが課題となっています。

#### 【推進の方向性】

○市と社会福祉協議会の連携を深め、事業の強化を図ります。

○社会福祉協議会の存在や活動については、認知度が低い状況にあるため、広報啓発活動を拡充するなど、認知度を高めていく取組を支援していきます。

#### 3-2-1-1 土浦市社会福祉協議会との事業連携

社会福祉課

◆土浦市社会福祉協議会と連携して地域福祉事業を推進します。

計画の概要  
第1章

地域福祉を  
取り巻く現状  
第2章

基本理念  
・基本目標  
第3章

施策の展開  
第4章

計画の推進  
第5章

資料

② サービス事業者の健全な育成

【現状と課題】

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）に対して外部評価を実施し、福祉サービスの質の向上を図るとともに、市が管轄する社会福祉法人に対して指導検査を実施し、法人の適正な運営を確保しています。

また、介護サービスの提供現場を相談員が訪問し、利用者の相談を受け、事業者との橋渡しをしながら問題の改善やサービスの質の向上を図っています。今後、利用者の相談件数も増加が予想されることから、相談員の確保が課題となっています。

社会福祉法人に関する現況報告や計算書類等の情報については、平成29年度から福祉医療機構（ワムネット）ホームページ上において公開されており、適正な法人運営の確保を図っています。

【推進の方向性】

- 福祉サービスの外部評価や第三者評価、福祉サービス事業者情報の公開及び社会福祉法人の監査指導等により、サービス事業者の健全な育成を図り、福祉サービスの質の向上に努めます。
- 介護相談員の確保に努め、訪問する介護保健施設を増やします。

3-2-2-1 福祉サービスの評価

社会福祉課・高齢福祉課  
障害福祉課・こども福祉課

- ◆福祉サービスの質の向上のため、法令に基づき認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の外部評価を実施します。その他の事業者については、福祉サービスの質の向上のため、福祉サービス第三者評価の受審を促します。

3-2-2-2 介護相談員の派遣

高齢福祉課  
社会福祉協議会

- ◆介護サービスの提供現場を相談員が訪問し、利用者の相談を受け、事業者との橋渡しをしながら問題の改善やサービスの質の向上を図ります。

項目	単位	H28実績	H34目標
○相談件数	件	5,313	6,174

3-2-2-3 福祉サービス事業者情報の公開

社会福祉課・高齢福祉課  
障害福祉課・こども福祉課

- ◆福祉サービス事業者の基本情報とともに、第三者評価事業の評価結果等を含めて、ホームページを活用して公開し、利用者のサービス選択の便宜を図ります。

3-2-2-4 社会福祉法人の指導検査

社会福祉課・高齢福祉課  
障害福祉課・こども福祉課

- ◆主たる事務所が市内にある社会福祉法人で、業務が市の区域を越えないものについて、法人設立認可、法人運営に係る各種認定・承認・届出受理等や指導検査を行います。

## 施策の方向3 暮らしやすい生活環境の整備

施策の方向	基本施策
3 暮らしやすい生活環境の整備	①バリアフリーのまちづくり ②避難行動要支援者対策 ③生活困窮者支援対策 ④健康づくりの推進

### ① バリアフリーのまちづくり

#### 【現状と課題】

高齢者や障害のある人、子どもや妊婦等が安心して移動したり、快適に過ごせるバリアフリーのまちを目指して、「土浦市人にやさしいまちづくり計画」や「土浦市バリアフリー特定事業計画」により、市内に点在する公共施設のほか、JR土浦駅・荒川沖駅・神立駅周辺地区のバリアフリー化を行っています。

また、デマンド型福祉タクシー「のりあいタクシー土浦」は、自家用車や他の公共交通機関を利用することが困難な高齢者の通院や買い物、社会活動の参加などの際の移動手段として、重要な役割を果たしています。加えて、土浦市地域公共交通網形成計画に基づき、交通弱者の移動手段の確保等、市民の生活を支える移動手段の確保維持を図っています。

今後は、これらの計画によるまちづくりを推進し、幅広くだれでも快適に暮らせるようにユニバーサルデザイン\*の視点でまちづくりを推進します。

#### ※ユニバーサルデザイン

老若男女、障害の有無等にかかわらずだれにとっても公平で使いやすい製品や設計・まちづくりのこと。

#### 【推進の方向性】

- 高齢者、障害のある人を含む全ての人が移動しやすいバリアフリー交通網及び面的、一体的にバリアフリー化された地区の形成、また土浦駅、荒川沖駅、神立駅の市内3駅周辺地区と他地区との連携を図り、全市的なバリアフリーのまちづくりを推進し、全ての人が安全で快適に暮らせるまちづくりを目指します。
- 「のりあいタクシー土浦」については、運転免許証返納者に対する年会費全額助成制度の周知に努めます。また、高齢者にとって安心・快適で利便性の高い移動手段となるよう、事業者と連携を図ります。
- 「土浦市地域公共交通網形成計画」に基づき、誰もが利用しやすい持続可能な公共交通網の実現を目指します。

3-3-1-1 公共施設のバリアフリー化

社会福祉課

◆公共施設の整備については、「土浦市人にやさしいまちづくり計画」の施設整備プログラムに基づき、短期・中期・長期の改善プログラムに沿って事業を推進してまいりました。緊急的な整備として位置付けられた短期・中期整備計画については、平成22年度をもって終了となり、今後は、個別施設の新設や改修等にあわせてバリアフリー化を実施します。

3-3-1-2 駅周辺道路等のバリアフリー化

都市計画課  
道路課  
公園街路課

◆バリアフリー基本構想、特定事業計画に基づき、バリアフリー化事業を総合的に推進し、連続的なバリアフリー化を図ります。

項目	単位	H28実績	H34目標
○バリアフリー特定事業着手率	%	65.6	85.0

3-3-1-3 交通弱者の移動手段の確保

高齢福祉課  
都市計画課

◆高齢者の移動手段として「土浦地区タクシー協同組合」が運営するデマンド型福祉交通「のりあいタクシー土浦」の利用者助成を行います。(高齢福祉課)  
◆土浦市地域公共交通網形成計画に基づき、交通弱者の移動手段の確保等、市民の生活を支える移動手段の確保維持を図ります。(都市計画課)

項目	単位	H28実績	H34目標
○のりあいタクシー土浦会員数	人	1,025	1,030

② 避難行動要支援者対策

【現状と課題】

本市においては、災害の際に避難の支援が必要として申し出のあった方については、住所等の個人情報に関して、避難支援者に対する名簿提供の同意を得ていることから、地域の地区長、民生委員・児童委員、自主防災組織の役員等に平時から提供を行なっていました。

平成25年の災害対策基本法の改正により、現在の手上げ方式・本人同意方式によらず、庁内関係各課において把握している情報から、災害時に自ら避難することが困難である「避難行動要支援者」の基準や範囲を地域防災計画に定め、本人同意の有無にかかわらず名簿を作成することが義務化されました。

このことから、災害関係情報の取得能力、避難の必要性や避難方法等の判断能力等、避難行動を取る上での必要な身体能力等を考慮し、平成29年度に土浦市地域防災計画の改正を行い、名簿に掲載を行なう対象者の基準・範囲を規定しました。

また、障害者団体、つくば国際大学との協働により、障害のある人と高齢者向けの防災マニュアル「防災の手引き」（音声・点字対応あり）を作成し、障害者手帳所持者、地区長、民生委員・児童委員等に配布するとともに、市ホームページ等にも掲載しています。

## 【推進の方向性】

- 庁内関係各課が連携し、該当する要配慮者に対して、平時より、避難支援者に対して支援に必要な個人情報等が提供できるよう理解を求めるとともに、避難行動要支援者避難支援プランの作成を推進します。
- 障害のある人や高齢者が災害に備えられるよう「防災の手引き」を活用し知識の普及に努めます。

## 3-3-2-1 避難行動要支援者名簿の作成

総務課・社会福祉課  
高齢福祉課・障害福祉課

- ◆庁内関係各課にて把握している避難行動要支援者の情報を踏まえ、災害時に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難の支援や安否の確認等、必要な措置を実施するための基礎となる名簿の作成を行います。

項目	単位	H28実績	H34目標
○避難行動要支援者名簿登録者数	人	1,349	4,000

## 3-3-2-2 防災の手引きの活用

高齢福祉課  
障害福祉課

- ◆障害のある人や高齢者が災害に備えられるよう「防災の手引き」を活用し知識の普及に努めます。

## ③ 生活困窮者支援対策

## 【現状と課題】

土浦市社会福祉協議会に「土浦市暮らし自立サポートセンター」を開設し、自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給を行い、生活困窮者の自立の促進を図っています。生活困窮者の自立には、早期の就労が不可欠です。しかし、障害や疾病、生活課題等から思うように就労に結びつかない相談者も多く、課題となっています。

また、生活困窮世帯の小学4年生～6年生までの児童を対象に、市内5か所（平成29年度時点）に「つちまる学習塾」を開設し、学習支援員や学習指導ボランティアによる学習支援を行い、学習習慣の確立と学習意欲の向上を図っています。

さらに、経済的理由で進学や就学が困難な世帯に対し、奨学資金制度や就学援助制度により必要な支援を行っています。

**【推進の方向性】**

- 早期の支援を行うため、庁内関係各課と連携し、積極的にアウトリーチ（実施機関が潜在的な利用希望者に手を差し伸べ利用を実現させる取組）を行い生活困窮者の把握に努めます。また、関係機関との連携により早期の就労を目指すとともに、必要な支援を行います。
- 学習支援の対象を中学生まで拡充することについて検討します。学習教室の増加に対応するため、学習支援員や学習指導ボランティア等の支援体制の充実を図ります。
- 生活福祉資金の貸付や奨学資金・就学援助制度等の経済的支援制度の周知・普及を図ります。

3-3-3-1 生活困窮者の自立相談支援

社会福祉課  
社会福祉協議会

- ◆生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講じます。

3-3-3-2 子どもの学習支援

社会福祉課  
社会福祉協議会

- ◆生活困窮家庭の小学4年生から6年生の児童に対する学習支援や保護者への進学助言を行うことにより貧困の連鎖を防止します。

項目	単位	H28実績	H34目標
○参加児童・生徒数	人	20	50

3-3-3-3 就労支援の充実

社会福祉課

- ◆生活保護者等に対する、専任の就労支援員による迅速・的確な指導援助体制を整備強化し、生活保護の適正な運営を図ります。

項目	単位	H28実績	H34目標
○就労支援件数	件	33	60

3-3-3-4 生活資金の貸付

社会福祉協議会

- ◆償還の見通しが立てられる低所得世帯等へ生活福祉資金の貸付を行い、安定した生活を送れるようにします。また、緊急に経済的な援助を必要とする生活困窮世帯に対しふれあい福祉資金の貸付を行い、自立更生を図ります。

3-3-3-5 奨学資金制度・就学援助制度の活用

教育総務課  
学務課

- ◆進学の意志と能力を有しながら、経済的理由で高等学校に進学することが困難な方に対し、学業に必要な資金を給与することにより、その意志を達成させることを目的として、奨学資金制度を実施しています。（教育総務課）
- ◆経済的理由により就学困難と認められる小・中学校及び義務教育学校などの学齢児童生徒の保護者に対し、原則、申請に基づき認定後、就学費用（学用品費・通学用品費・給食費・校外活動費等）を支給しています。（学務課）



## ④ 健康づくりの推進

### 【現状と課題】

食を通じた市民の健康づくり及び食育の推進を図るため、地域に根ざしたボランティア活動を展開する食生活改善推進員の養成及び協議会組織の育成を行っています。

また、健康づくりのための運動習慣を普及し定着させることで、市民の健康の保持増進を図るために、地域に根ざしたボランティアを養成し、活動を推進しています。いずれの事業も、活動を推進する推進員の確保や働く世代等への普及活動が課題となっています。

介護予防の推進については、シルバーリハビリ体操指導士の確保や運動教室開催場所の確保が課題となっています。

### 【推進の方向性】

- 食生活改善推進員数及び運動普及推進員数の増員を図るため、それぞれ定期的な養成講習会を実施していきます。
- 健康づくりのための食生活や運動を全市民へ普及できるように、若い世代への働きかけを積極的に行っていきます。
- 「歩いていける運動教室」を目標に、市内に必要数の通いの場を確保し、定期的な運動教室の開催、高齢者の1割の参加を目標に支援していきます。

#### 3-3-4-1 食生活改善の推進

健康増進課

◆市民の健康づくりと望ましい食習慣の定着を目指して、食生活改善推進員の養成及び協議会の育成を行うことで、推進員による地区組織活動を推進します。

項目	単位	H28実績	H34目標
○食生活改善推進員数	人	162	180
○食生活改善推進員地区組織活動普及人数	人	13,584	15,300

#### 3-3-4-2 健康づくり運動の推進

健康増進課

◆市民の健康づくりのため、運動習慣の普及及び定着を目指して、運動普及推進員の養成・活動を推進します。

項目	単位	H28実績	H34目標
○運動普及推進員数	人	124	160
○運動普及人数	人	32,381	42,000

#### 3-3-4-3 介護予防の推進

高齢福祉課

◆茨城県が推奨する「シルバーリハビリ体操教室」の開催を支援し、運動教室開催場の拡充、参加者の増大を通じて、高齢者の健康維持、介護予防を推進します。

項目	単位	H28実績	H34目標
○参加者数	人	3,191	4,000

## 施策の方向4 とともに生きる地域づくり

施策の方向	基本施策
4 とともに生きる地域づくり	①人権尊重・権利擁護 ②子育て支援の充実 ③認知症高齢者等の支援の充実 ④男女共同参画の推進

### ① 人権尊重・権利擁護

#### 【現状と課題】

高齢者や障害のある人，児童への虐待を防止するため，関係機関と連携・協力しながら，虐待の早期発見及び早期対応を図り，適切な支援を実施しています。また，配偶者からの暴力やセクハラ等に対し，女性心理カウンセラーが女性の人権の尊重を第一に考えた相談を行っています。

成年後見センターつちうらでは，日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用支援，法人後見受任事業を実施することで，認知症高齢者，知的障害者，精神障害者等，特に支援が必要な方の権利を擁護し，住み慣れた地域において，安心して暮らし続けられるように支援しています。

#### 【推進の方向性】

- 高齢者や障害のある人，児童に対する虐待防止法の趣旨を周知・普及するとともに，年齢や性別，障害の有無にかかわらず一人ひとりの人権を尊重する意識を啓発します。
- 日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用について，今後も事業や制度の周知広報を充実します。
- 市民後見人養成講座の修了者が，法人後見受任事業に協力できる体制を整え，成年後見制度に係る実践を通して，権利擁護の意識の向上を図ります。

#### 3-4-1-1 高齢者・障害者・児童の虐待防止

高齢福祉課・障害福祉課  
こども福祉課

- ◆高齢者虐待や認知症の方の権利擁護について，高齢者権利擁護推進協議会により関係機関と連携した支援を行います。(高齢福祉課)
- ◆障害者虐待防止センターを設置し，虐待防止や虐待を受けた障害者の保護のための相談・指導及び助言を行うための環境を整備します。(障害福祉課)
- ◆要保護児童対策地域協議会を運営するとともに，児童相談所等関係機関と連携・協力しながら，児童やその家庭の実態を把握し，適切な対応を図っています。(こども福祉課)



3-4-1-2 DVの防止

市民活動課

- ◆女性心理カウンセラーが、離婚・DV・セクハラ・子育てなどの女性の生き方、処し方に関し、女性の人権の尊重を第一に考えた相談を行い、悩みの自発的解決を図ります。

3-4-1-3 日常生活自立支援事業

社会福祉協議会

- ◆認知症や知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分（契約能力はある）で、かつ、親族などの援助が得られない方に対して、福祉サービスの利用手続の援助・日常生活の金銭管理援助・書類などの預かり等のサービスを行い、在宅での生活を支援します。

項目	単位	H28実績	H34目標
○契約者数	人	26	45

3-4-1-4 成年後見制度の利用支援

高齢福祉課  
障害福祉課

- ◆認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方の権利を擁護するため、成年後見制度の利用助成を行います。

3-4-1-5 市民後見人の養成

社会福祉課  
社会福祉協議会

- ◆成年後見制度において、きめ細かい見守りを中心とした身上監護を展開していく必要性から、専門職以外の支援体制を構築し支援していくために、第三者後見人として市民後見人を養成しています。また、市民後見人の必要性を周知する講演会を開催します。

項目	単位	H28実績	H34目標
○市民後見人養成講座修了者数	件	0	30

3-4-1-6 法人後見受任事業

社会福祉協議会

- ◆判断能力の不十分な高齢者、障害者等の権利擁護を図るため、成年後見制度を活用し、身上監護を中心とした日常生活支援を旨とした法人後見事業を行います。

計画の概要  
第1章

取り巻く現状  
地域福祉を  
第2章

基本理念  
基本目標  
第3章

施策の展開  
第4章

計画の推進  
第5章

資料

## ② 子育て支援の充実

### 【現状と課題】

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるために、地域子育て支援センターや子育て交流サロンを設置して、子育て世代親子の交流や子育ての悩みに関する相談を実施しています。

また、社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を孤立させないよう、児童福祉と母子保健の連携による妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援が必要となっています。

### 【推進の方向性】

- 地域子育て支援センターは、子育て世代が気軽に立ち寄れる交流の場として、また、イベント等に参加できる機会を増やしていけるよう、継続的に事業を実施していきます。
- 育児環境の変化に伴い育児不安を抱えている子育て家庭が増加しており、安心して子どもを産み、健やかな子どもを育てられるよう乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診などの母子保健事業を充実させ支援を行います。
- 交流サロンが子育て世代の心の休まる場所になり、子育ての情報提供や相談・援助の実施、子育て世代が活発に交流をして、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちの支援になるような施設運営を継続的に行っていきます。

#### 3-4-2-1 地域子育て支援センター

こども福祉課

◆保育所に併設した支援センター4か所において、親子での遊び方の指導や親同士の交流を実施するなど、子育て世帯を支援します。

項目	単位	H28実績	H34目標
○延利用者数	人	11,599	12,300

#### 3-4-2-2 子育て交流サロン

こども福祉課

◆子育て交流サロン「わらべ」・「のぞみ」で、子育て中の方々の交流及び子育てに関する不安や悩みの相談に応じます。

項目	単位	H28実績	H34目標
○わらべ利用人数	人	7,533	8,000
○のぞみ利用人数	人	7,338	7,800

#### 3-4-2-3 乳児家庭全戸訪問事業

健康増進課

◆保健師等が生後4か月までのすべての乳児の家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、子育てを支援します。

項目	単位	H28実績	H34目標
○出生数に対する訪問件数割合	%	98.1	100

#### 3-4-2-4 ファミリーサポートセンター（再掲）

社会福祉協議会

◆働きながら子育てをしている方や病気などで困ったときなどに、子育ての不安や負担を軽減するため、地域の中で子育ての支援を行います。

## ③ 認知症高齢者等の支援の充実

## 【現状と課題】

認知症サポーターの養成については、市の出前講座により実施しており、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）で示す目標値をもとに、継続して取り組んでいます。認知症サポーターを対象にした「フォローアップ研修」を実施し、認知症カフェのボランティアとして一部活動中ではあるものの、認知症サポーターを活用した事業の拡大が課題となっています。

また、要援護者見守り活動や高齢者見守りネットワーク事業、愛の定期便など地域ぐるみの見守り体制の構築を図っています。

## 【推進の方向性】

- 認知症施策のボランティアスタッフを確保するため、継続してフォローアップ研修を開催します。また、並行して認知症サポーターが参画できる事業を企画し、協働による事業の実施を通して認知症の方が住みやすいまちづくりの整備を推進します。
- 在宅の高齢者の生活を支援するために、関係機関の連携に加え、地域住民や日頃から地域住民と接する機会が多い民間事業者等の協力を含めた、地域ぐるみの見守り体制の充実に努めます。

## 3-4-3-1 認知症サポーターの養成

高齢福祉課

- ◆認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域を整備していくために、認知症サポーターの育成講座を開催します。

項目	単位	H28実績	H34目標
○認知症サポーター数	人	7,975	16,250

## 3-4-3-2 要援護者見守り活動

高齢福祉課

- ◆民間事業者と「要援護者見守り活動等協力に関する協定」を締結し、事業所の従業員が業務中に高齢者等の自宅を訪問した際、新聞や郵便がたまっている等異常を発見した場合、市への速やかな通報により、要援護者の見守り支援体制の強化を図ります。

項目	単位	H28実績	H34目標
○協定企業数	社	17	20

## 3-4-3-3 高齢者見守りネットワーク事業

高齢福祉課

- ◆申請により市が配布する登録番号を付したキーホルダーを身につけてもらい、認知症による徘徊、ひとり暮らし高齢者の外出先での事故などにおいて、保護した方が市に通報していただくことで、キーホルダーの番号を通じて迅速かつ円滑に対象者の情報を関係機関に提供し、早期対応・支援を行います。

項目	単位	H28実績	H34目標
○見守りキーホルダー登録者数	人	842	1,760

## 3-4-3-4 愛の定期便

高齢福祉課

- ◆65歳以上のひとり暮らしの高齢者を対象に、安否の確認及び孤独感の解消を図るため、乳製品を定期的に配布します。

項目	単位	H28実績	H34目標
○利用人数	人	314	345

④ 男女共同参画の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現は従来の福祉課題を超えた課題ですが、地域福祉推進の視点から地域社会のあらゆる面において、男女が対等の立場で共同参画できるように長期計画により事業推進を図っています。

本市における女性委員の審議会等への参画状況は、平成28年4月1日現在27.7%であり、女性の参画は未だ十分とはいえない状況です。男女が社会の平等な構成員として、政策立案及び方針決定の場において参画を進め、意見や考え方を反映させていくことが課題となっています。

【推進の方向性】

- 「第3次土浦市男女共同参画推進計画（後期計画）」（平成28年度～32年度）に基づき計画的・総合的に事業を推進します。
- 審議会等の女性委員の登用率30%の達成に向けて、必要性や効果について庁内推進会議等で周知し、幅広い人材の積極的登用を促進します。

3-4-4-1 男女共同参画事業の推進

市民活動課

◆社会のあらゆる分野において男女共同参画を実現するよう、市民・事業者・行政が一体となった推進を図ります。

項目	単位	H28実績	H34目標
○審議会等の女性委員の登用率	%	27.7	30.0

# 第5章 計画の推進

計画の概要  
第1章

地域福祉を  
取り巻く現状  
第2章

基本理念  
・基本目標  
第3章

施策の展開  
第4章

計画の推進  
第5章

資料

# 1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、市や社会福祉協議会だけでなく、地域住民、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO、町内会（自治会）、福祉サービス事業者等の担い手が、それぞれの役割を果たし、協働していくことが必要です。

## （1） 役割分担

### ① 地域住民の役割

地域住民は、福祉サービスの利用者であるとともに、自らが地域福祉の担い手でもあります。地域住民一人ひとりが地域や福祉に対して関心を持ち、地域の生活課題を発見・共有し、主体的に地域福祉活動に参加することが求められています。

### ② 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行います。地域住民の福祉ニーズや課題を把握し、住民と行政機関等のパイプ役として、必要に応じて行政機関等に連絡通報します。

### ③ ボランティア・NPOの役割

ボランティアやNPOは、地域住民の福祉ニーズを把握し、それぞれの特徴を生かした活動を実践することで、公的サービスでは満たすことのできない多様な生活課題を充足することが期待されています。

### ④ 町内会（自治会）の役割

町内会（自治会）は、地域住民の連携とふれあいの場として、いざというときに助け合える住民同士の関係を構築するとともに、地域課題を発見・解決する場としての役割が期待されています。

### ⑤ 福祉サービス事業者の役割

福祉サービス事業者は、質の高い福祉サービスの提供に努めるとともに、社会福祉の専門機能をいかし、各種研修会の開催や地域で行われる勉強会への講師の派遣、実習やボランティアの受け入れ等を通して、地域における福祉サービスの拠点としての役割が期待されています。

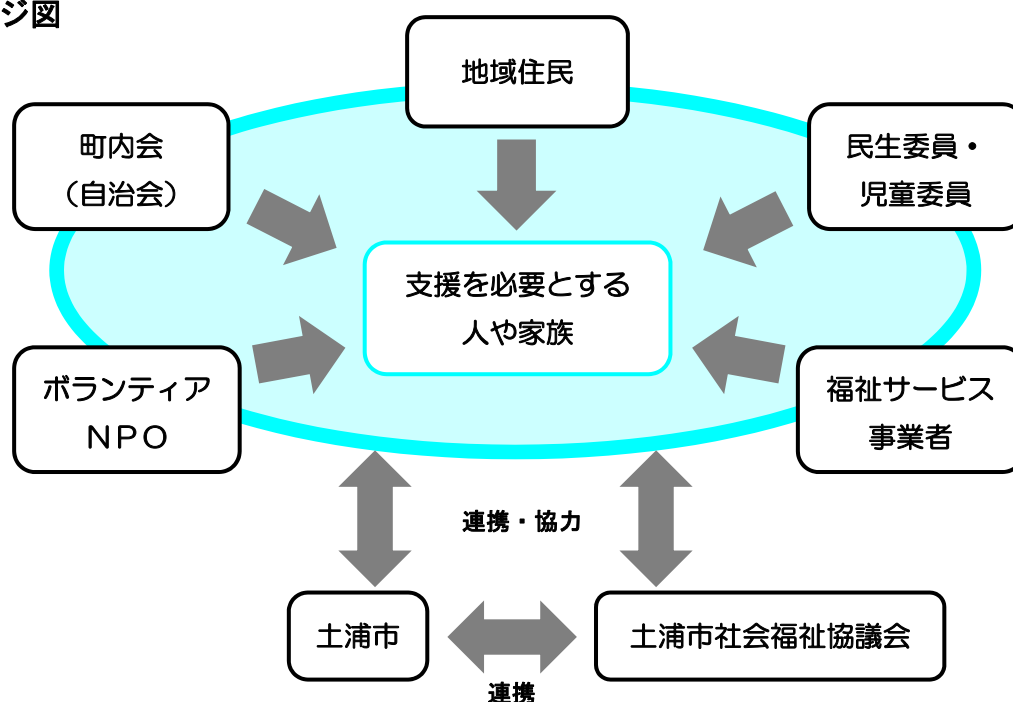
### ⑥ 土浦市社会福祉協議会の役割

土浦市社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な存在として、第3次土浦市地域福祉活動計画に基づき、市と連携しながら、地域福祉活動への住民参加の促進やボランティアの育成・振興、福祉教育の推進など、様々な取組を行います。

## ⑦ 市の役割

市は、第3次土浦市地域福祉計画に基づき、地域住民の福祉の向上を目指し、地域住民や関係団体、民生委員・児童委員、土浦市社会福祉協議会等と相互に連携・協力しながら、福祉施策の総合的な推進を図ります。また、以下のとおり本計画の進捗状況の管理・評価等を行い、適切な進行管理を行います。

## イメージ図



## (2) 計画の進捗を管理する体制

本計画の推進体制は、次のとおりとします。

## ① 土浦市地域福祉推進委員会の設置

土浦市内の福祉に関する各種団体の代表、市民、事業者、学識経験者、行政等による「土浦市地域福祉推進委員会」を設置して、本計画の進捗状況の評価及び計画推進に必要な事項の審議を行い、関係機関等への意見・提言を行います。

## ② 土浦市地域福祉推進研究会の設置

庁内関係各課の担当者による「土浦市地域福祉推進研究会」を設置して、本計画の進捗状況に関する調査・研究を行い、「土浦市地域福祉推進委員会」に必要な資料提供及び意見・提言を行います。

## ③ 事務局担当

「土浦市地域福祉推進委員会」及び「土浦市地域福祉推進研究会」の事務局は社会福祉課が担当します。

### (3) 計画の評価

本計画の事業進捗状況の管理及び計画の評価は次のとおり行います。

#### ① 事業進捗状況の管理

年1回程度、主に数値項目の達成状況を評価指標として、事業担当課による進捗状況の管理・評価を行います。

なお、数値項目の設定が不適切な事業を除いて、数値項目未設定の事業については、計画期間中途においても、適宜、設定に努めることとします。

#### ② 計画の評価

本計画の計画期間中、中途の年度及び最終年度等において、「土浦市地域福祉推進研究会」での評価を経て、「土浦市地域福祉推進委員会」が計画全体の最終評価を行います。

評価指標は、事業担当課の進捗状況の管理・評価、市の実施する施策満足度評価及び地域福祉市民アンケート結果等を主要な指標とします。

## 2 福祉圏域について

地域福祉事業は、住民の身近な地域でサービスの提供や事業推進が行われることが望ましく、特に、介護保険事業の地域密着型サービス（グループホーム等）は、主に日常生活圏域（本市では8つの中学校区）で実施されることが望まれます。さらに、本計画は、地域福祉事業に地域住民の参加と協働を促進する計画でもあることから、事業によっては、比較的小地域での事業推進が期待されます。また、社会福祉協議会では市内を8つの福祉圏域（中学校区）に区分し、それぞれ専任職員を配置した支部を設置して、「土浦市地域福祉活動計画」により、行政と連携して地域福祉事業を推進しています。

本計画は、市全体において、地域福祉を推進するための行政計画と位置づけ、当面、「福祉圏域」の設定はしないこととします。今後、日常生活圏域としての福祉圏域を区分して事業推進を図ることが望ましい場合は、圏域区分の設定を検討します。



# 資料

第1章  
計画の概要

第2章  
地域福祉を  
取り巻く現状

第3章  
基本理念  
・基本目標

第4章  
施策の展開

第5章  
計画の推進

資料

# 土浦市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 8 月 28 日  
土浦市告示第 2 3 4 号

(設置)

第 1 条 本市における地域福祉の推進に関する事項を定める計画（以下「計画」という。）について調査審議及び計画の立案を行うため、土浦市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の立案作業に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 市議会の議員
- (4) 関係機関及び団体の役職員等
- (5) 副市長
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、計画の立案が完了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この告示は、公表の日から施行する。

## 土浦市地域福祉計画策定委員会委員名簿

所属・役職	氏名	備考
つくば国際大学産業社会学部准教授	山本 哲也	委員長
土浦市議会文教厚生委員	井上 圭一	
土浦市医師会副会長	塚原 靖二	
土浦市地区長連合会顧問	田口 長八郎	副委員長
土浦市まちづくり市民会議議長	川又 文夫	
土浦市民生委員児童委員協議会連合会副会長	伊勢 重憲	
土浦市障害者（児）福祉団体連合会長	村山 一人	
土浦市母子寡婦福祉連絡協議会会計	野口 のぶ	
土浦市高齢者クラブ連合会副会長	飯野 基	
土浦市子ども会育成連合会副会長	飯島 栄	
土浦市民間社会福祉施設協議会長	上方 仁	
土浦市ボランティアサークル連絡協議会副会長	中村 和子	
一般公募委員	伊藤 富久子	
土浦市学校長会会長	中泉 光雄	
茨城県土浦保健所地域保健推進室長	篠原 政夫	～H29. 3. 31
	鬼沢 和宏	H29. 4. 1～
土浦市社会福祉協議会事務局長	来栖 正夫	
土浦市副市長	小泉 裕司	～H29. 4. 25
	五頭 英明	H29. 4. 26～

計画の概要  
第1章地域福祉を  
取り巻く現状  
第2章基本理念  
・基本目標  
第3章施策の展開  
第4章計画の推進  
第5章

資料

# 土浦市地域福祉計画研究会設置要綱

平成 18 年 8 月 28 日

土浦市訓令第 17 号

(設置)

第 1 条 本市における地域福祉の推進に関する事項を定める計画（以下「計画」という。）に係る諸問題に関し調査研究を行うため、土浦市地域福祉計画研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 研究会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉の現況及び課題の把握に関すること。
- (2) 地域福祉のニーズを把握するための実態調査の実施に関すること。
- (3) 地域福祉施策の推進方法の検討に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、計画に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 研究会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長には保健福祉部長を、副会長には社会福祉課長をもって充てる。
- 3 委員は、次の課に属する者のうちから市長が任命する。

政策企画課，広報広聴課，総務課，市民活動課，障害福祉課，こども福祉課，高齢福祉課，健康増進課，都市計画課，教育委員会生涯学習課

(会議)

第 4 条 研究会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 研究会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この訓令は、公表の日から施行する。

## 土浦市地域福祉計画研究会委員名簿

所 属	役 職	氏 名	備 考
保健福祉部	部長	瀬 尾 洋 一	会長 ～H29. 3. 31
	部長	川 村 正 明	会長 H29. 4. 1～
保健福祉部社会福祉課	課長	川 村 正 明	副会長 ～H29. 3. 31
	課長	長谷川 雄 一	副会長 H29. 4. 1～
市長公室政策企画課	政策員	石 引 康 博	～H29. 3. 31
	係長	中 村 良	H29. 4. 1～
市長公室広報広聴課	スピード対応室長	城 取 宜 由	～H29. 3. 31
	主査兼広報広聴係長	小 野 聡	H29. 4. 1～
総務部総務課	危機管理室長	北 島 康 雄	～H29. 3. 31
	危機管理室長	平 井 康 裕	H29. 4. 1～
市民生活部市民活動課	市民協働室長	田 中 俊 雄	
保健福祉部障害福祉課	課長補佐兼障害対策係長	白 田 博 規	
保健福祉部こども福祉課	主査兼保育係長	矢 内 良 則	
保健福祉部高齢福祉課	課長補佐兼高齢福祉係長	星 田 香代子	
保健福祉部健康増進課	主査兼係長	徳 野 和 恵	
都市産業部都市計画課	課長補佐兼都市交通係長	鈴 木 孝 昌	
教育委員会生涯学習課	課長補佐兼生涯学習係長	石 川 功	

※社会福祉協議会については、委員ではなく地域福祉計画研究会設置要綱第4条第4項に該当する者として参画します。

計画の概要  
第1章地域福祉を  
取り巻く現状  
第2章基本理念  
・基本目標  
第3章施策の展開  
第4章計画の推進  
第5章

資料

## 第3次土浦市地域福祉計画

---

発行：平成30年3月 土浦市

編集：土浦市保健福祉部 社会福祉課

〒300-8686 茨城県土浦市大和町9番1号

電話：029-826-1111(代表)



